

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

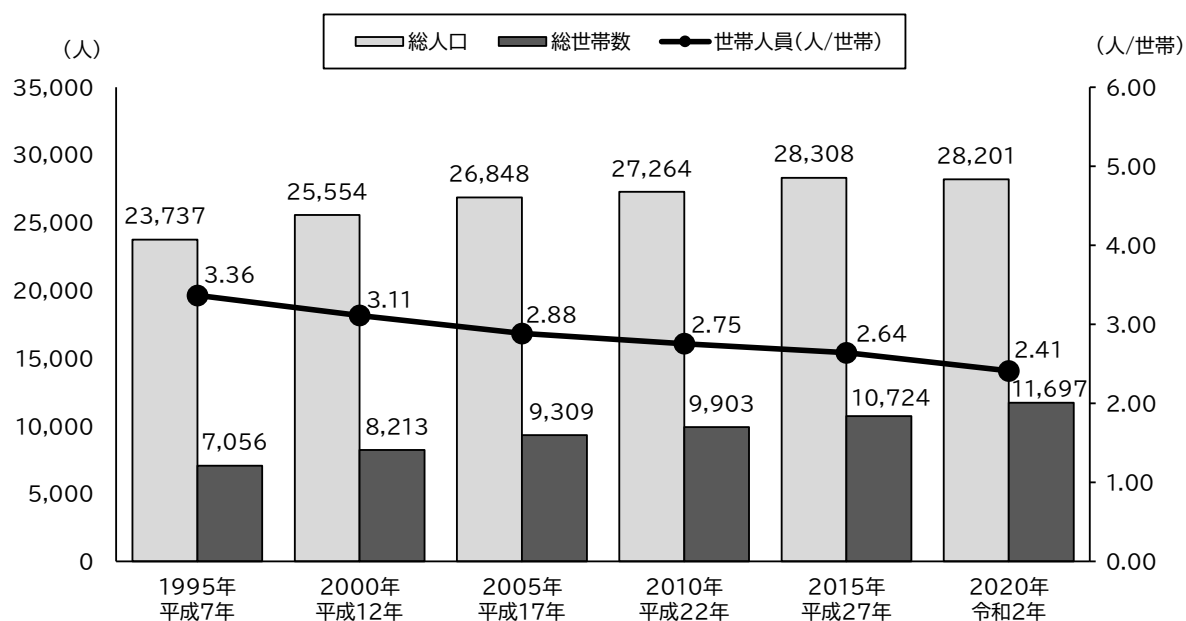
1. 北谷町の人口と世帯数

(1)人口と世帯数

本町の総人口は、平成27年(2015年)をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)では28,201人となっています。世帯数は増えてきており、令和2年(2020年)では11,697世帯と、平成7年(7,056世帯)に比べて4,641世帯の増となっています。

一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成7年(1995年)の3.36人から令和2年(2020年)では2.41人となっています。

総人口と総世帯の動向



注)世帯の種類「不詳」を含む

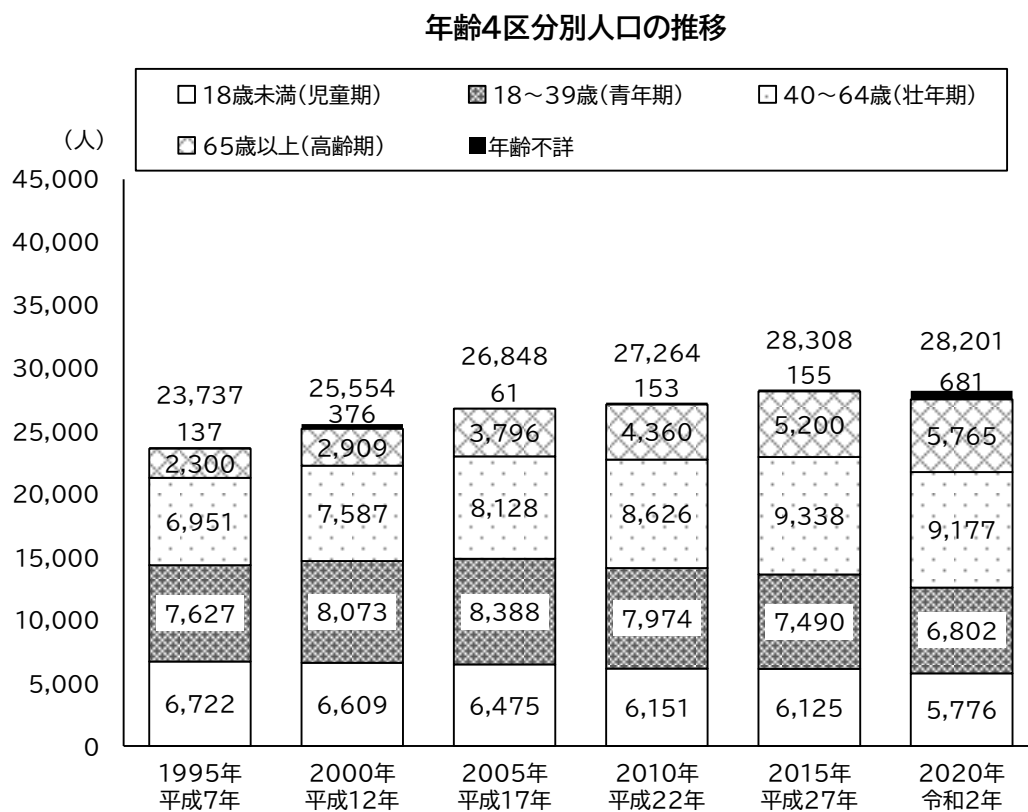
資料:国勢調査

年齢4区分別の人口をみると、「18歳未満(児童期)」の人口は、平成7年(1995年)以降減少傾向にあり、令和2年(2020年)では5,776人と、平成7年(1995年)の6,722人に比べて946人の減となっています。

また、「18～39歳(青年期)」の人口も平成17年(2005年)まで増加傾向にありましたが、平成22年(2010年)から減少傾向にあり、令和2年(2020年)では6,802人と、平成17年(2005年)の8,388人に対し、1,586人の減となっています。

「40～64歳(壮年期)」の人口は、平成27年(2015年)まで増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)から減少し、9,177人となっています。

「65歳以上(高齢期)」の人口は増加傾向にあり、令和2年(2020年)の人口は5,765人と、平成7年(1995年)の2,300人に対し、3,465人増となっています。



資料:国勢調査

(2)行政区別の人口と1世帯当り人員

行政区別の人口をみると、「上勢区」が3,986人、「宮城区」が3,818人と多く、それぞれ町全体の13%程度を占めます。次に「桑江区」が3,539人となっています。

1世帯あたり人員をみると、町全体では2.25人と沖縄県平均の2.39人より少なくなっていますが、行政区別では「上勢区」が2.44人と県平均より多くなっています。

行政区別人口と1世帯当たり人員

(単位:人、世帯、%)

行政区	人口				世帯数	1世帯当たり 人員
	男性	女性	合計	構成比		
上勢区	1,904	2,082	3,986	13.7	1,634	2.44
桃原区	888	983	1,871	6.4	787	2.38
栄口区	1,343	1,428	2,771	9.5	1,180	2.35
桑江区	1,742	1,797	3,539	12.2	1,483	2.39
謝苅区	942	1,044	1,986	875.0	868	2.29
北玉区	451	458	909	3.1	411	2.21
宇地原区	544	549	1,093	3.8	504	2.17
北前区	1,520	1,586	3,106	10.7	1,609	1.93
宮城区	1,759	2,059	3,818	13.1	1,674	2.28
砂辺区	1,405	1,627	3,032	10.4	1,348	2.25
美浜区	1,361	1,635	2,996	10.3	1,447	2.07
合計	13,859	15,248	29,107	100.0	12,945	2.25
沖縄県	722,812	744,668	1,467,480		614,708	2.39

資料:「住民基本台帳法による世帯人口表」(令和5年6月)

(3)行政区別年齢4区分別構成比

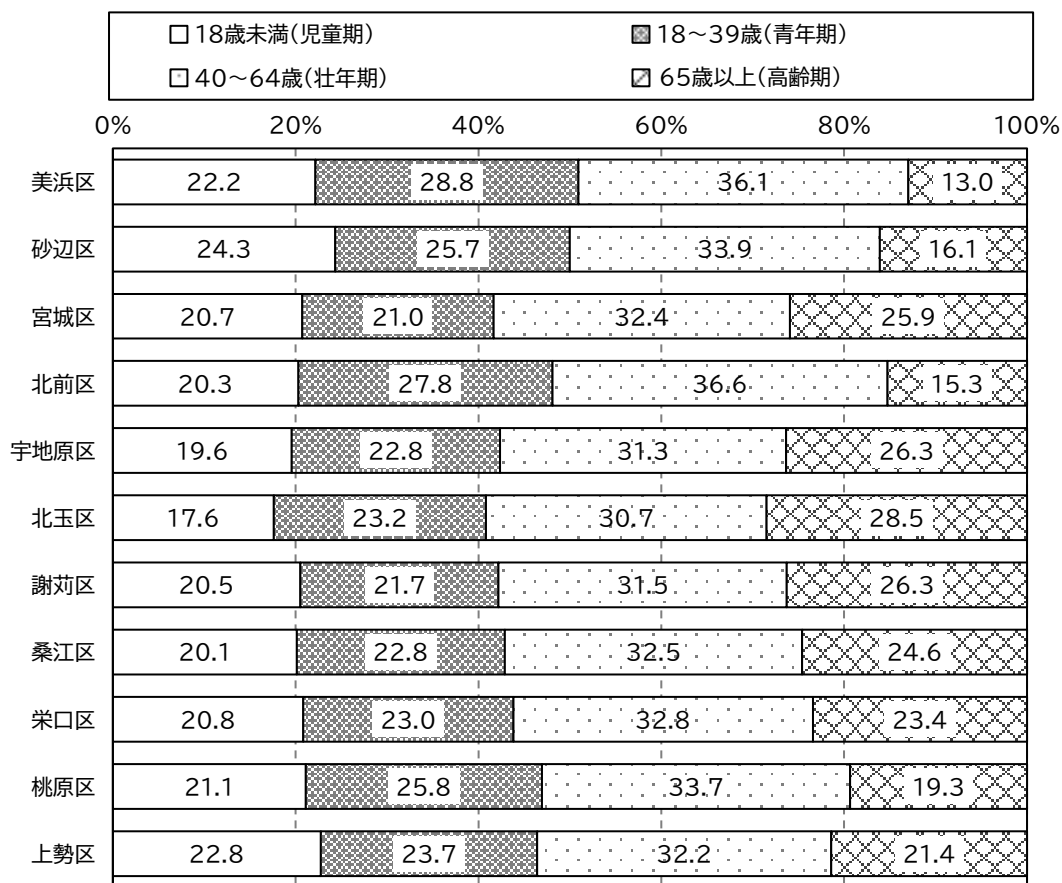
行政区ごとの年齢4区分別の構成比をみると、「18歳未満(児童期)」の構成比は、「北玉区」が17.6%、「宇地原区」が19.6%と低く、そのほかの行政区はいずれも20%台となります。中でも「砂辺区」が24.3%と最も高く、次に「上勢区」が22.8%となっています。

「18～39歳(青年期)」の構成比は、「美浜区」が28.8%と最も高く、次に「北前区」が27.8%となっています。

「40～64歳(壮年期)」の構成比は、各行政区とも30%台で、そのうち「北前区」が36.6%と最も高くなっています。

「65歳以上(高齢期)」の構成比は、「北玉区」が28.5%と最も高く、次に「宇地原区」と「謝苅区」が26.3%となっています。「美浜区」が13.0%と最も低くなっています。

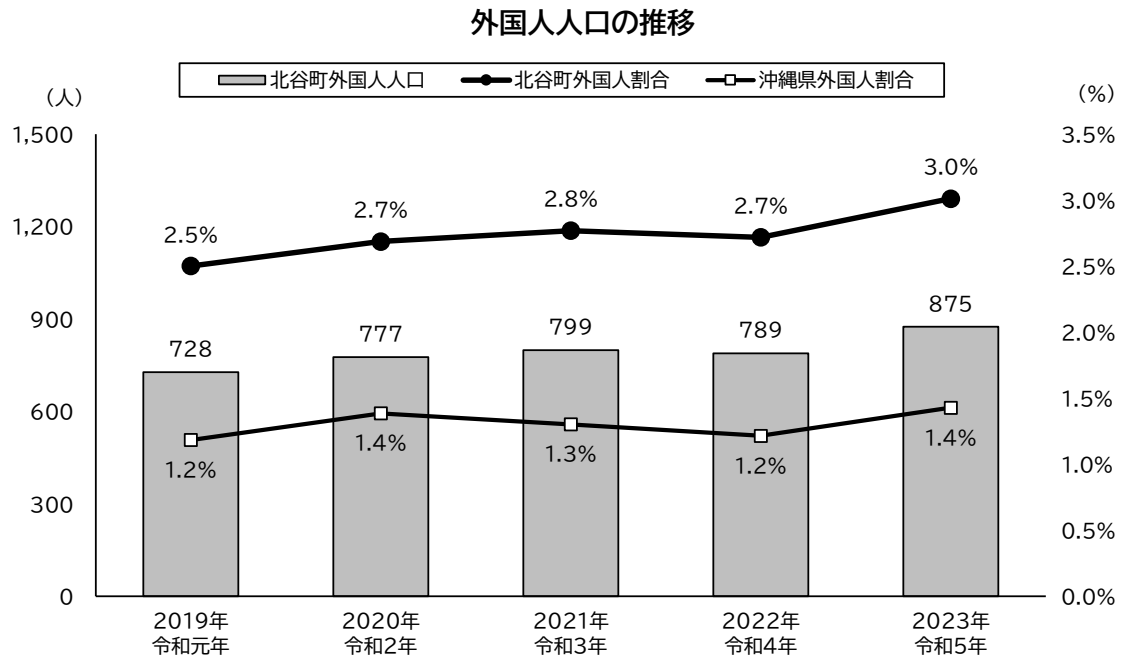
行政区別人口4区分別構成比



資料:住民基本台帳(令和5年6月末)

(4)外国人人口

本町の外国人人口の推移をみると、令和元年(2019年)の728人から令和5年(2023年)には875人と増加傾向にあります。また、本町の総人口に対する外国人の割合をみると、令和5年(2023年)では3.0%となっており、沖縄県の1.4%と比べて高い傾向にあります。



注)各年1月1日現在

資料:住民基本台帳人口

2. 障がいのある人の概況

(1) 障がいのある人全体の状況

① 障害者手帳交付者数

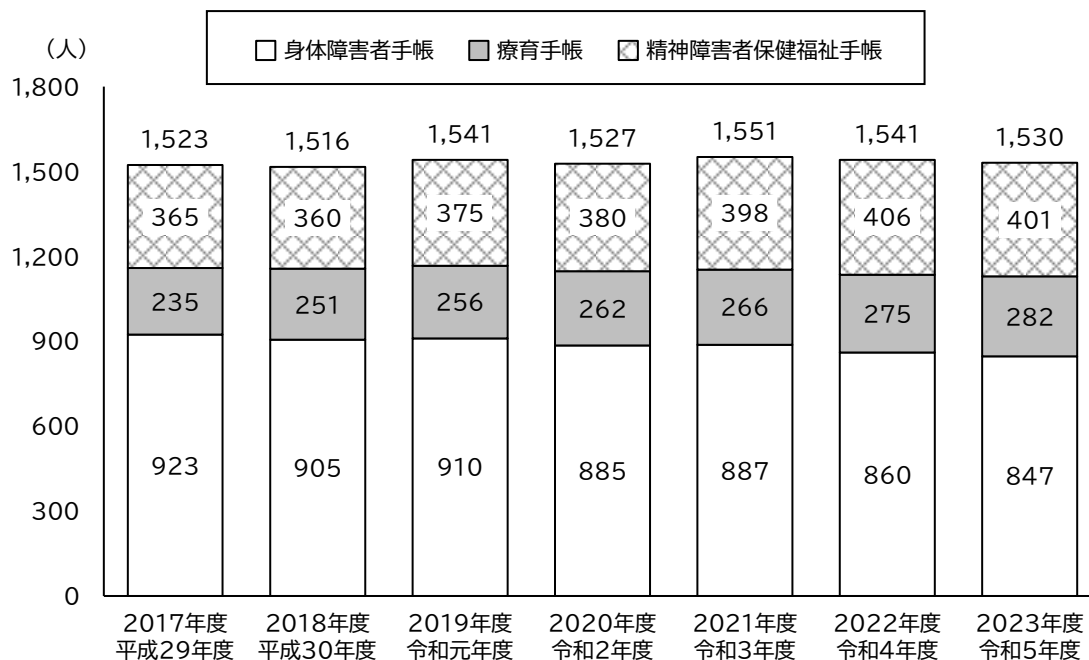
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を合わせた、障害者手帳交付者数は、令和3年度(2021年度)まで増加傾向にありましたが、令和4年度(2022年度)以降減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)は1,530人となっています。

手帳交付者数は、「身体障害者手帳」が最も多く、次に「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」となっています。

各手帳交付者数の推移をみると、「身体障害者手帳」は900人前後で増減を繰り返しており、令和5年度(2023年度)では847人となっています。「精神障害者保健福祉手帳」は令和4年度(2022年度)が406人と増加傾向にありましたが、令和5年度(2023年度)は401人とやや減少しています。

一方、「療育手帳」は徐々に増加しており、平成29年度(2017年度)の235人に対し、令和5年度(2023年度)は282人となっています。

障害者手帳交付者数の推移

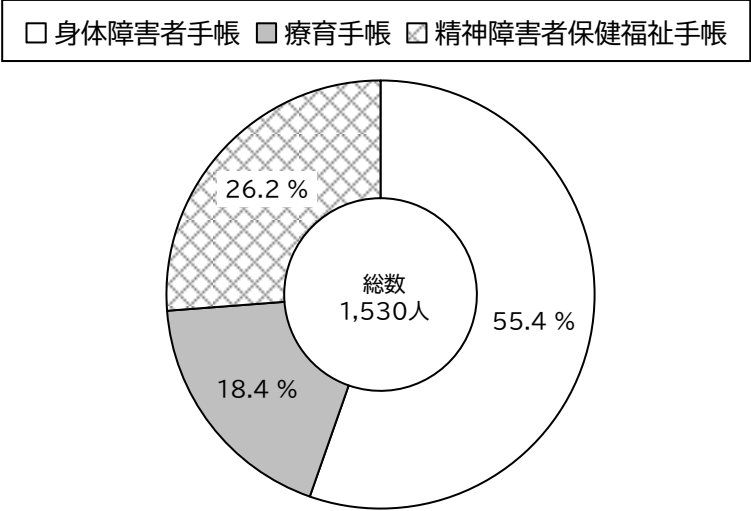


注)各年度3月31日現在

資料:福祉課調べ

令和5年度(2023年度)の障害者手帳交付者の構成比をみると、「身体障害者手帳」が55.4%と最も高く、「精神障害者保健福祉手帳」が26.2%、「療育手帳」が18.4%となっています。

障害者手帳交付者別構成比(令和5年度(2023年度))



注)令和6年(2024年)3月31日現在 資料:福祉課調べ

令和5年度(2023年度)の3障害の手帳重複者数をみると、全体で45人、そのうち「身体」と「療育」の重複者が26人と最も多く、次に「療育」と「精神」が11人、「身体」と「精神」の重複者が8人となっています。

障害者手帳の重複状況

(単位:人)

	2023年度 令和5年度
身体+療育	26
身体+精神	8
療育+精神	11
3障害	0
計	45

資料:福祉課調べ(令和6年(2024年)3月31日現在)

②行政区別障害者手帳交付状況

令和5年度(2023年度)の行政区ごとの人口に対する障害者手帳交付者の比率(人口比率)をみると、「謝苅区」が7.1%と最も高く、次に「宇地原区」が7.0%、「北玉区」が6.2%となっています。また、「砂辺区」と「美浜区」が4.0%と最も低くなっています。

行政区別障害者手帳交付状況

(単位:人、%)

行政区	人口	身体障害者手帳		知的障害者手帳		精神障害者保健福祉手帳		合計	
		交付者数	人口比率	交付者数	人口比率	交付者数	人口比率	交付者数	人口比率
上勢区	3,963	114	2.9	45	1.1	56	1.4	215	5.4
桃原区	1,905	45	2.4	25	1.3	30	1.6	100	5.2
栄口区	2,774	90	3.2	34	1.2	36	1.3	160	5.8
桑江区	3,506	116	3.3	27	0.8	52	1.5	195	5.6
謝苅区	1,967	74	3.8	31	1.6	35	1.8	140	7.1
北玉区	876	36	4.1	11	1.3	7	0.8	54	6.2
宇地原区	1,069	48	4.5	14	1.3	13	1.2	75	7.0
北前区	3,091	65	2.1	24	0.8	60	1.9	149	4.8
宮城区	3,672	108	2.9	32	0.9	45	1.2	185	5.0
砂辺区	2,998	76	2.5	19	0.6	26	0.9	121	4.0
美浜区	3,294	73	2.2	17	0.5	41	1.2	131	4.0
その他		2		3		0		5	
合計	29,115	847	2.9	282	1.0	401	1.4	1,530	5.3

※その他:町外在住者(施設入所者)。人口比率:総人口に対する割合

資料:福祉課(令和6年(2024年)3月31日現在)

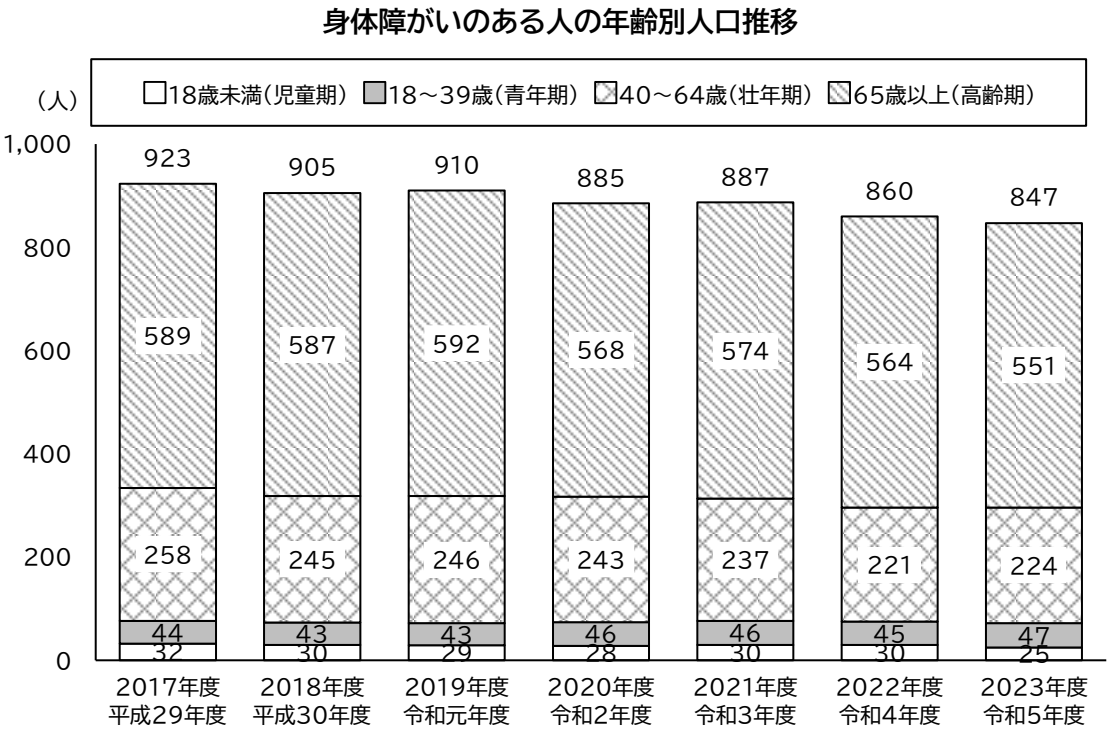
(2)身体障がいのある人の状況

①身体障がいのある人の年齢

身体障がいのある人の年齢区分では、「65歳以上」が最も多く、令和5年度(2023年度)は全体の約65%を占めています。

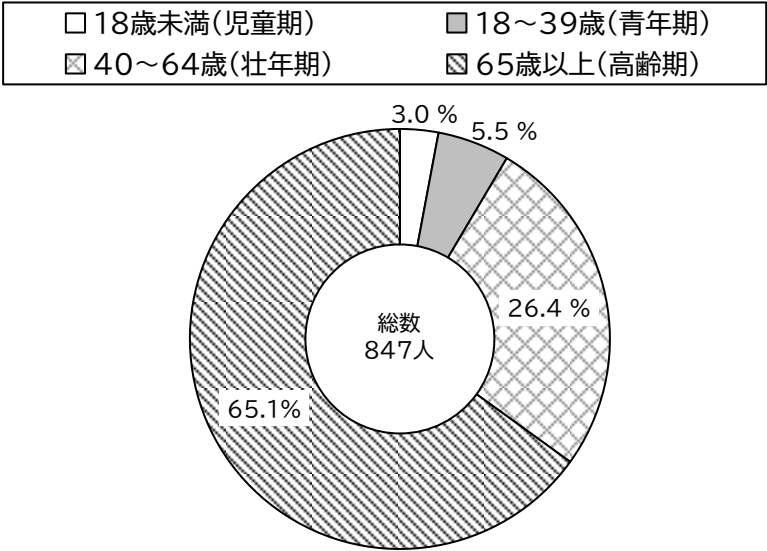
次に「40～64歳」が多いですが、平成29年度(2017年度)以降減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)では224人と全体の26%を占めます。

「18～39歳」と「18歳未満」はほぼ横ばいの傾向を示しており、令和5年度(2023年度)は「18～39歳」が47人で全体の5.5%、「18歳未満」が25人で全体の3.0%程度となっています。



資料:福祉課調べ

身体障がいのある人の年齢別人口構成比(令和5年度(2023年度))



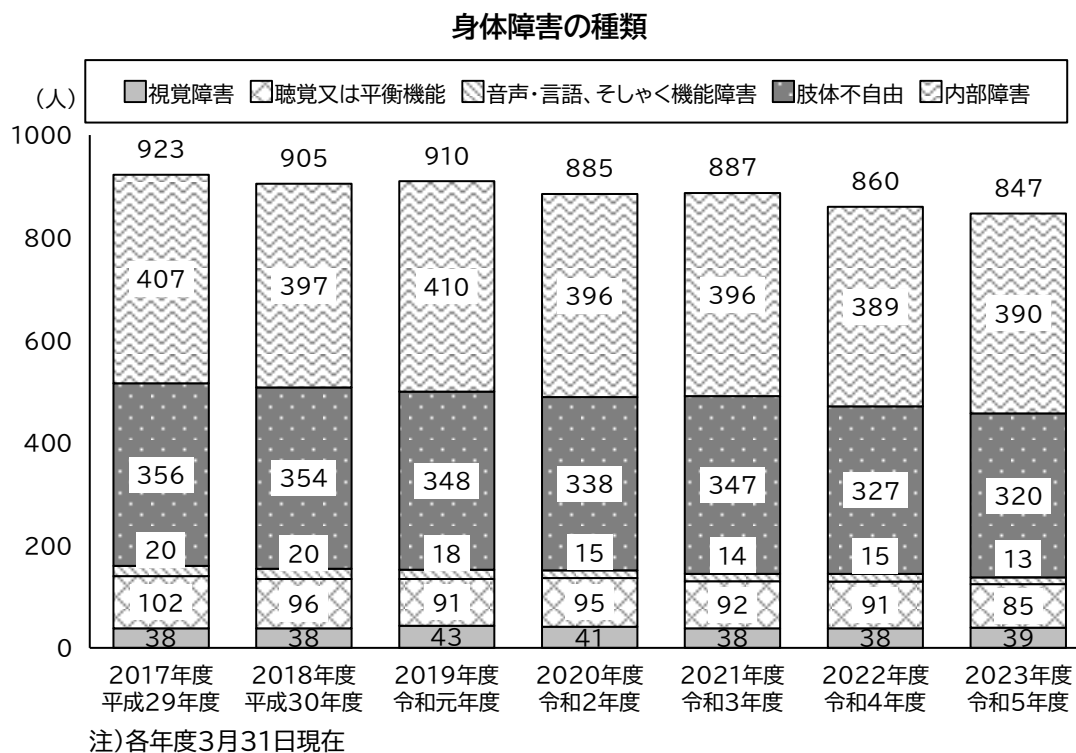
注)令和6年(2024年)3月31日現在

資料:福祉課調べ

②身体障害の内訳

身体障害の内訳では、「肢体不自由」と「内部障害」が多く、「内部障害」は400人程度、「肢体不自由」は350人程度で推移していますが、いずれもやや減少する傾向がうかがえます。また、令和5年度(2023年度)では両障害で全体の約84%を占めています。

「視覚障害」は40人程度で推移し、「聴覚・平衡機能障害」は90人程度で推移しています。また、「音声・言語、そしゃく機能障害」は令和元年度(2019年度)以降10人台で推移しています。



資料:福祉課調べ

身体障害の内訳別人数の推移

(単位: 人、%)

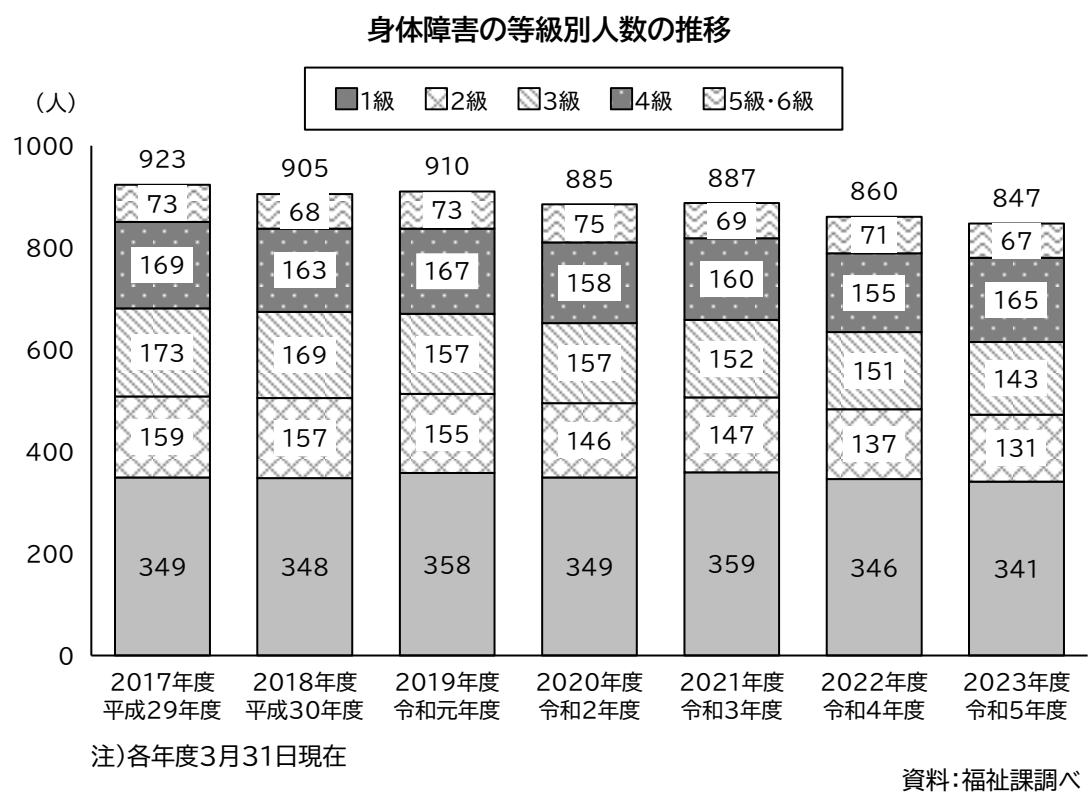
	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	923	905	910	885	886	860	847	100.0
視覚障害	38	38	43	41	38	38	39	4.6
聴覚又は平衡機能	102	96	91	95	92	91	85	10.0
音声・言語、そしゃく機能障害	20	20	18	15	14	15	13	1.5
肢体不自由	356	354	348	338	347	327	320	37.8
内部障害	407	397	410	396	396	389	390	46.0

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

③身体障害の等級(程度)

身体障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)を見ると、毎年度「1級」が最も多く、令和5年度(2023年度)では341人となっています。次に「4級」が165人、「3級」が143人、「2級」が131人の順となっており、「5級・6級」が67人と最も少なくなっています。

また、等級別の構成比は「1級」が40.3%で、「2級」の15.5%を合わせると、重度者が約56%と半数以上を占めます。また「3級」と「4級」を合わせた中度者が36.4%、「5級・6級」の軽度者が7.9%と、障害の程度が軽いほど割合は低くなっています。



身体障害の等級別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	923	905	910	885	887	860	847	100.0
1級	349	348	358	349	359	346	341	40.3
2級	159	157	155	146	147	137	131	15.5
3級	173	169	157	157	152	151	143	16.9
4級	169	163	167	158	160	155	165	19.5
5級・6級	73	68	73	75	69	71	67	7.9

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

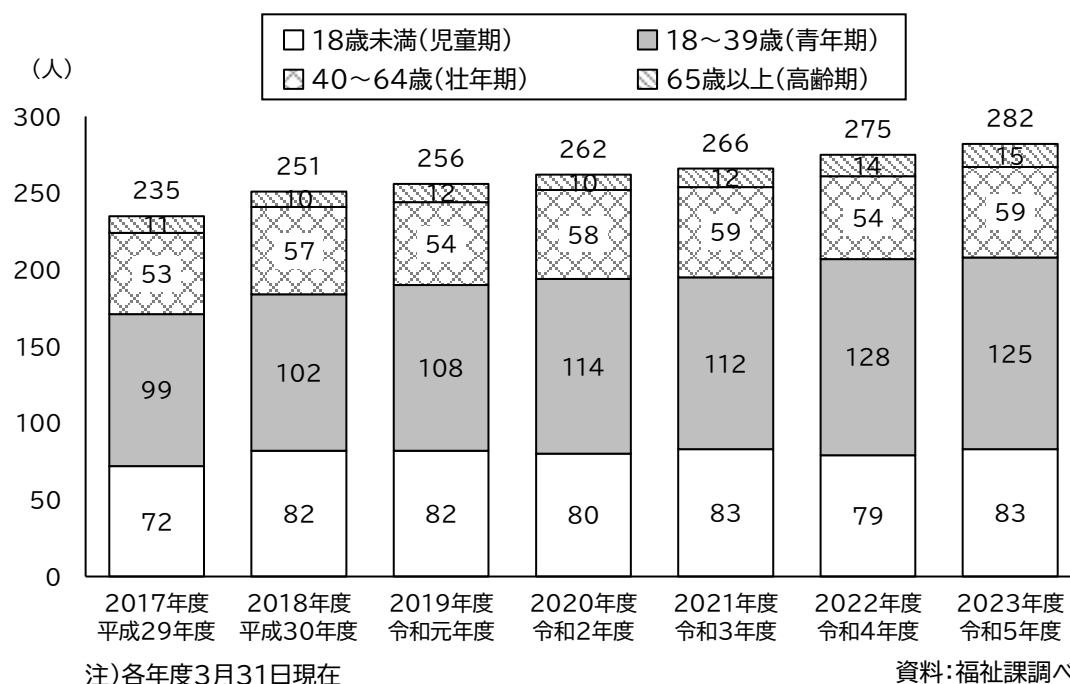
(3) 知的障がいのある人の状況

① 知的障がいのある人の年齢

知的障がいのある人の年齢区分では、毎年度「18～39歳」が最も多く、また、やや増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)では125人となっています。次に「18歳未満」が83人、「40～64歳」が59人、「65歳以上」が15人の順となっています。

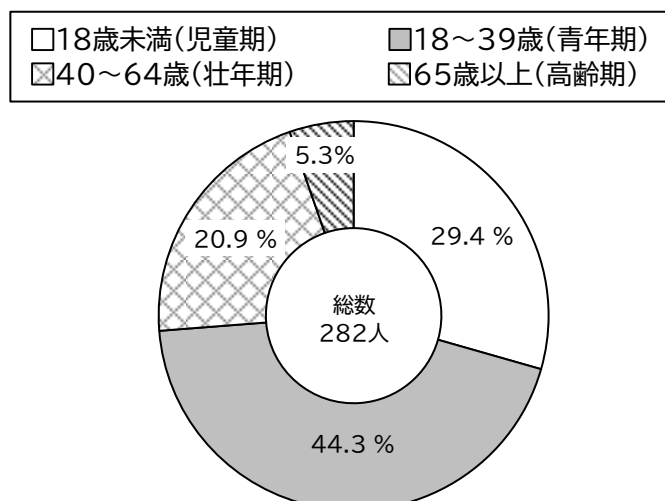
また、年齢区分別の構成比は、「18～39歳」が44.3%、次に「18歳未満」が29.4%、「40～64歳」が20.9%、「65歳以上」が5.3%となっています。

知的障がいのある人の年齢別人数の推移



資料:福祉課調べ

知的障がいのある人の年齢別人数構成比(令和5年)



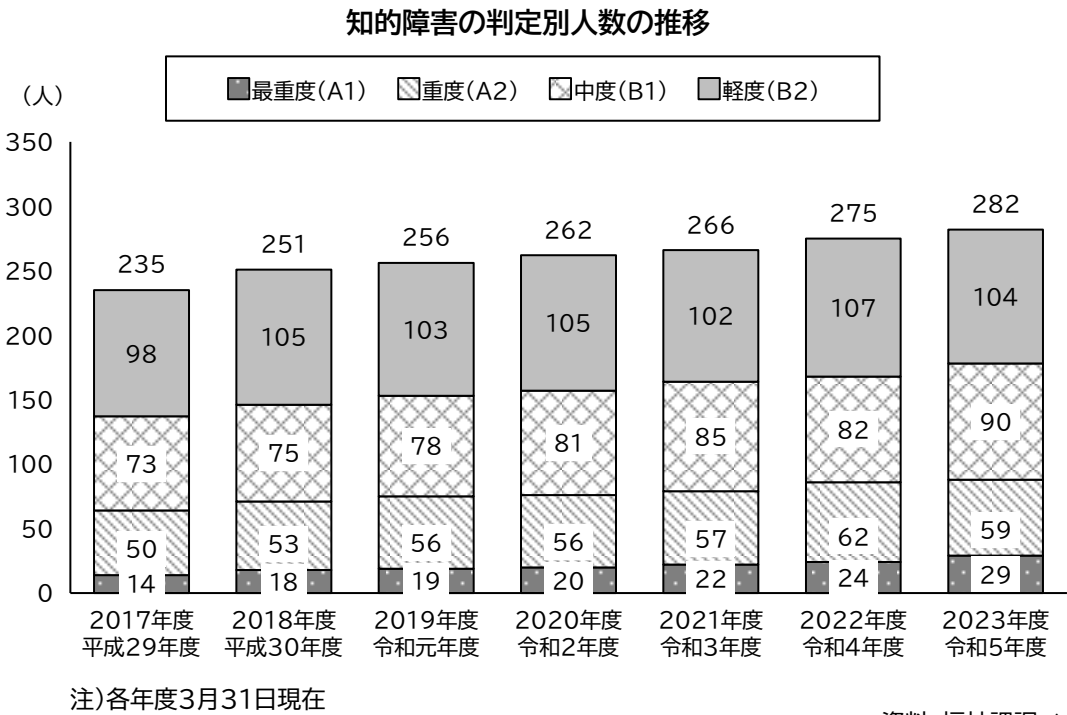
注)令和6年(2024年)3月31日現在

資料:福祉課調べ

②知的障害の判定(程度)

知的障害の判定別の人数は、毎年度「軽度(B2)」が最も多く、平成29年度(2017年度)以降は98人から107人で推移しています。次に、「中度(B1)」が73人から90人、「重度(A2)」が50人から62人、「最重度(A1)」が14人から29人の順で推移しています。以上のように、障害の程度が軽いほど人数は少なくなっています。

令和5年度(2023年度)の判定別の構成比をみると、「軽度(B2)」が36.9%、次に「中度(B1)」が31.9%、「重度(A2)」が20.9%で、「最重度(A1)」が10.3%となっています。



知的障害の判定別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	235	251	256	262	266	275	282	100.0
最重度(A1)	14	18	19	20	22	24	29	10.3
重度(A2)	50	53	56	56	57	62	59	20.9
中度(B1)	73	75	78	81	85	82	90	31.9
軽度(B2)	98	105	103	105	102	107	104	36.9

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

(4)精神障がいのある人の状況

①精神障がいのある人の年齢

「18歳未満」の精神障がいのある人は、平成29年度(2017年度)から令和5年度(2023年度)まで14人～21人で推移しています。「18歳以上」では、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までやや増加傾向にありました。

精神障がいのある人の年齢別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	365	360	375	380	398	406	401	100.0
18歳未満	14	16	15	17	20	19	21	5.2
18歳以上	351	344	360	363	378	387	380	94.8

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

②精神障害の等級(程度)

精神障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「2級」が最も多く、平成29年度(2017年度)から令和5年度(2023年度)まで199人～223人で推移しています。令和5年度(2023年度)の「3級」は93人、「1級」は92人となっています。

令和5年度(2023年度)の等級別の構成比をみると、「2級」が53.9%と半数以上を占め、次に「3級」が23.2%、「1級」が22.9%となっています。

精神障害の判定別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	365	360	375	380	398	406	401	100.0
1級	83	82	82	82	89	96	92	22.9
2級	199	187	200	210	223	218	216	53.9
3級	83	91	93	88	86	92	93	23.2

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

(5) 手当支給・医療費助成

① 手当支給状況

平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで、「障害児福祉手当¹」の支給件数は60件～74件程度、「特別障害者手当²」の支給件数は58件～78件程度で推移しています。

手当支給件数

(単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
障害児福祉手当	60	63	74	74	72	68
特別障害者手当	60	58	61	62	77	78
計	120	121	135	136	149	146

資料:福祉課(各年度末時点)

② 重度心身障がい者(児)医療費助成³

重度心身障がい者(児)医療費助成件数は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)の1,640件から、令和4年度(2022年度)では3,109件となっています。なお、令和元年度(2019年度)からは自動償還方式が導入されました。

助成支給件数

(単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
助成件数	1,640	1,652	2,641	2,915	3,057	3,109

資料:福祉課(各年度末時点)

¹ 障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児で、福祉事務所の認定を受けた方に手当を支給します。

² 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者で、福祉事務所の認定を受けた方に手当を支給します。

³ 重度心身障害者(児)医療費助成制度

心身に重度の障がいを持つ人及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

(6) 自立支援医療の支給状況

① 育成医療⁴

育成医療の総支給件数は、令和4年度(2022年度)の18件が最も多く、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで5件～18件で推移しています。

令和4年度(2022年度)の育成医療の内訳を見ると、「音声・言語・そしゃく機能障害」が10件で最も多く、次に「肢体不自由」、「その他先天性内臓障害」が4件となっています。

育成医療支給件数

(単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
聴覚・平衡機能障害	1	2	1	0	1	0
音声・言語・そしゃく機能障害	2	5	3	4	4	10
肢体不自由	2	3	4	0	5	4
心臓機能障害	2	2	1	1	0	0
じん臓機能障害	0	0	0	0	0	0
その他先天性内臓障害	4	5	3	0	0	4
計(総支給件数)	11	17	12	5	10	18

資料:福祉課(各年度末時点)

② 更生医療⁵

更生医療の総支給件数は、100件前後で増減を繰り返し、令和4年度(2022年度)には112件となっています。

令和4年度(2022年度)の更生医療の内訳を見ると、「じん臓機能障害」が81件と最も多く、次に「心臓機能障害」が15件、「免疫機能障害」が13件となっています。

更生医療支給件数

(単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
肢体不自由	0	0	0	0	0	1
心臓機能障害	32	19	15	12	12	15
じん臓機能障害	74	79	77	73	89	81
肝臓機能障害	1	1	1	1	2	2
免疫機能障害	9	11	11	11	13	13
計(総支給件数)	116	110	104	97	116	112

資料:福祉課(各年度末時点)

⁴ 育成医療

児童福祉法に規定する18歳未満の障がい児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

⁵ 更生医療

身体障害者福祉法に規定する18歳以上の身体障がい者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

③精神通院医療⁶費支給認定件数

精神通院医療費支給認定件数は年々増加しており、平成29年度(2017年度)の865件から令和4年度(2022年度)では1,374件となっています。支給のあった疾病としては、毎年度「気分(感情)障害」が最も多く、次に「統合失調症」で、この2つを合わせると、令和4年度(2022年度)では全体の56.1%を占めます。

そのほかでは「神経症」、「認知症」、「てんかん」が比較的多い状況です。

精神通院医療費支給認定件数の推移

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	構成比
統合失調症		243	232	290	288	296	295	21.5
気分(感情)障害		323	318	393	438	446	476	34.6
てんかん		68	63	60	69	81	83	6.0
中毒性精神障害	アルコール	19	20	25	46	47	54	3.9
	その他	3	4	3	3	3	5	0.4
知的障害		2	2	5	8	27	51	3.7
心因反応		0	0	0	0	0	0	0.0
非定形精神病		0	0	0	1	1	1	0.1
接枝分裂病		0	0	0	0	0	0	0.0
脳器質性精神障害 (認知症を除く)		21	10	18	11	16	17	1.2
認知症		55	59	65	68	81	89	6.5
神経症		57	60	79	79	105	142	10.3
人格障害		0	1	0	0	6	3	0.2
その他		74	60	113	96	123	158	11.5
計(総支給件数)		865	829	1,051	1,107	1,232	1,374	100.0

資料:福祉課(各年度末時点)

⁶ 精神通院医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。1割は原則自己負担ですが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となります。

(7)補装具費⁷の交付等の状況

補装具費の購入に関する交付件数は、令和2年度(2020年度)以降増加傾向にあり、令和2年度(2020年度)の25件から令和4年度(2022年度)では40件となっています。補装具費の修理に関する交付件数は、平成29年度(2017年度)の41件から、令和4年度(2022年度)には50件となっています。

令和4年度(2022年度)に交付した補装具としては、「補聴器」が購入11件、修理24件と最も多く、次に「装具」が購入11件、修理6件、「車椅子」が購入5件、修理8件となっています。

補装具費の交付件数

(単位:件)

種目	2017 H29年度		2018 H30年度		2019 R1年度		2020 R2年度		2021 R3年度		2022 R4年度	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
義肢	0	7	0	7	0	3	1	1	1	1	1	4
装具	10	7	5	6	15	5	8	4	9	8	11	6
座位保持装置	1	1	2	2	1	1	2	2	1	3	4	1
盲人安全つえ	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0
義眼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
眼鏡	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0
補聴器	7	12	12	8	18	9	9	16	11	8	11	24
人工内耳								0		0		3
車椅子	8	6	2	10	2	11	5	8	5	6	5	8
電動車椅子	2	8	0	4	0	6	0	7	2	5	1	4
歩行器	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
歩行補助つえ	1	0	3	0	3	0	0	0	1	0	0	0
重度障害者用意 思伝達装置	0	0	1	0	4	1	0	0	0	2	0	0
座位保持椅子	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(総交付件数)	33	41	27	38	47	36	25	38	33	33	40	50

※令和2年度(2020年度)から人工内耳(修理)が給付対象として追加

資料:福祉課(各年度末時点)

⁷ 補装具費

身体障がいのある人やこどもの失われた身体機能を補完・代替し、身体障がいのある人の就労その他日常生活の能率の向上、また、身体障がいのあるこどもについては、将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費(原則利用者1割負担)を支給しています。

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「就労継続支援(B型)」が最も多く、令和4年度(2022年度)では93人が利用しています。次に「計画相談支援」の利用者が88人、「生活介護」の利用者が68人などとなっています。

「共同生活援助(グループホーム)」は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)の利用者が16人であったのが令和4年度(2022年度)には45人となっています。

反対に、「施設入所支援」は減少傾向にあり、平成29年度(2017年度)の利用者が36人であったのが令和4年度(2022年度)には29人となっています。

障害福祉サービス等実利用者数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
居宅介護(乗降介助除く)	66	58	59	47	43	50
重度訪問介護	2	2	2	3	3	4
行動援護	6	6	4	6	6	7
同行援護	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	67	67	71	66	64	68
自立訓練(機能訓練)	1	1	1	0	2	3
自立訓練(生活訓練)	9	7	3	8	5	8
宿泊型自立訓練	2	1	1	3	2	0
就労移行支援	13	4	5	10	10	1
就労定着支援	0	1	1	0	1	2
就労継続支援(A型)	44	48	41	39	42	46
就労継続支援(B型)	96	101	99	103	92	93
短期入所(ショートステイ)	17	20	11	9	17	21
療養介護	6	6	6	7	7	7
共同生活援助(グループホーム)	16	15	28	38	37	45
施設入所支援	36	34	33	33	31	29
計画相談支援	81	79	80	89	100	88
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

※サービスの重複利用あり

資料:福祉課(各年度3月分実績)

(2)障がい児福祉サービス利用者数

障がい児福祉サービスの実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「放課後等デイサービス」が最も多く、かつ増加傾向にあり、利用者は平成29年度(2017年度)の90人から令和4年度(2022年度)の135人となっています。次に「障害児相談支援」が51人、「児童発達支援」が31人の利用となっています。

「保育所等訪問支援」はやや増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)には15人の利用があります。また、「医療型児童発達支援」は平成29年度(2017年度)から2人～3人が利用しています。

障がい児福祉サービス等実利用者数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
児童発達支援	28	35	36	31	30	31
医療型児童発達支援	3	3	3	3	3	2
居宅訪問型児童発達支援	—	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	90	102	104	113	112	135
保育所等訪問支援	4	3	6	6	8	15
障害児相談支援	39	59	45	55	62	51

※居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度(2018年度)からサービス開始

※サービスの重複利用あり

資料:福祉課(各年度3月分実績)

(3)北谷町内の障害福祉サービス等事業所数

障害福祉サービス及び障がい児福祉サービスを提供する町内の事業所数は、令和5年度(2023年度)現在で53事業所となります。

サービス別の事業所数では、「放課後等デイサービス」が12事業所と最も多く、次に「児童発達支援」が8事業所、「就労継続支援(B型)」、「計画相談支援」が各5事業所、「共同生活援助(グループホーム)」、「障害児相談支援」が各4事業所となっています。

北谷町内の障害福祉サービス等事業所数(平成30年度及び令和5年度)

(単位:事業所)

サービス名	2018年度 H30年度	2023年度 R5年度	増減
訪問系サービス	10	6	-4
居宅介護	4	3	-1
重度訪問介護	4	2	-2
同行援護	2	0	-2
行動援護	0	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動系サービス	12	12	0
生活介護	2	2	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	0
宿泊型自立訓練	0	0	0
就労移行支援	1	1	0
就労定着支援	0	0	0
就労継続支援(A型)	4	2	-2
就労継続支援(B型)	4	5	1
自立生活援助	0	0	0
短期入所	0	1	1
療養介護	0	0	0
居住系サービス	1	4	3
共同生活援助(グループホーム)	1	4	3
施設入所支援	0	0	0
計画相談支援・地域相談支援	6	5	-1
計画相談支援	4	5	1
地域移行支援	1	0	-1
地域定着支援	1	0	-1
障害児通所支援	14	22	8
児童発達支援	5	8	3
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	8	12	4
保育所等訪問支援	1	2	1
障害児相談支援	4	4	0
障害児相談支援	4	4	0
計	47	53	6

資料:沖縄県 HP「指定事業所情報」各年度3月1日現在

4. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

① 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は町内の3事業所に委託しており、実利用者数は年度によってバラつきがありますが、令和4年度(2022年度)では132人の利用となっています。

障害者相談支援事業利用実績

(単位:箇所、人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	3	3	3	3
(基幹相談支援センター等機能強化事業)	実施箇所	2	1	1	1	1	1
	実利用者数	159	147	228	48	83	132

資料:福祉課(各年度年間実績)

② 成年後見制度利用支援事業利用実績

成年後見制度利用支援事業は、成年後見等の申立及び報酬に係る費用負担が困難な方に対し費用助成を行うものであり、平成30年度(2018年度)、令和元年度(2019年度)、令和4年度(2022年度)に1件の利用がありました。

成年後見制度利用支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1	1	0	0	1

資料:福祉課(各年度年間実績)

③意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)では21件～38件で推移しています。

手話通訳者設置事業では、令和2年度(2020年度)まで福祉課窓口到手話通訳者1人を設置していましたが、令和3年度(2021年度)以降は0人となっています。

意思疎通支援事業利用実績

(単位:件、箇所)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	11	22	8	21	38	23
手話通訳者設置事業	実施箇所	1	1	1	1	0	0

資料:福祉課(各年度年間実績)

④日常生活用具給付事業利用実績

日常生活用具給付事業の利用件数は、毎年度「排泄管理支援用具」が最も多く、令和4年度(2022年度)では468件の利用となっています。

日常生活用具給付事業利用実績

(単位:件)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
介護・訓練支援用具	実利用件数	0	1	1	4	3	7
自立生活支援用具	実利用件数	9	6	7	8	4	8
在宅療養等支援用具	実利用件数	4	1	1	3	1	5
情報・意思疎通支援用具	実利用件数	11	13	8	5	7	16
排泄管理支援用具	実利用件数	376	430	432	639	462	468
在宅生活動作補助用具(在宅改修費)	実利用件数	1	0	0	0	0	1

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑤手話奉仕員養成研修事業利用実績

手話奉仕員養成研修事業は、北谷町、嘉手納町、読谷村の3町村合同による持ち回りで実施しており、養成講座終了者に対し手話通訳者奉仕員への登録を促しています。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修は中止となりました。

なお、本町の手話奉仕員登録者数は、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで各年13人～19人の登録がありました。

手話奉仕員養成研修事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
手話奉仕員養成研修事業	研修参加者数	19	20	35	0	0	16
	新規登録者数	0	6	0	1	0	0
	登録者数	13	19	19	18	17	17

※研修参加者数は北谷町が主催した研修のみ計上。

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑥移動支援事業利用実績

移動支援事業は、契約事業所(現在27事業所)からガイドヘルパーが派遣されます。利用者数は平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで35人～41人程度で推移しています。

移動支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
移動支援事業	実利用者数	35	41	41	37	40	39

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑦地域活動支援センター事業利用実績

地域活動支援センター事業は、町内の事業所に委託しI型で実施しています。利用者数はやや減少傾向にあり、平成29年度(2017年度)が50人、令和4年度(2022年度)には38人の利用となっています。

地域活動支援センター事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
地域活動支援センター事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	50	48	47	44	35	38

資料:福祉課(各年度年間実績)

(2)任意事業**①日中一時支援事業**

日中一時支援事業では、町と契約した事業所が、障がいのある人の日中活動の場を提供し、障がいのある人の家族の就労支援及び介護の一時的な休息の支援を実施しています。利用者数は、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで82人～104人となっています。

日中一時支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
日中一時支援事業	実利用者数	89	98	104	96	99	82

資料:福祉課(各年度年間実績)

②社会適応支援事業利用実績

社会適応支援事業は、社会生活に困難がある障がいのある人について、社会生活への適応性を高めるために、町と契約した事業所からヘルパーが派遣されます。

利用者数は減少傾向にあり、平成29年度(2017年度)は12人の利用がありましたが、令和4年度(2022年度)では2人の利用となっています。

社会適応支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
社会適応支援事業	実利用者数	12	9	8	4	5	2

資料:福祉課(各年度年間実績)

③自動車運転免許取得・改造助成事業利用実績

自動車運転免許取得・改造助成事業の利用者は、平成29年度(2017年度)以降1人～4人となっています。

自動車運転免許取得・改造助成事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実利用者数	1	1	2	4	1	3

資料:福祉課(各年度年間実績)

④生活サポート事業利用実績

生活サポート事業は、介護給付費等の支給決定者以外の障がいのある人で、居宅における日常生活の支援が必要と認められる者に対し、町と契約した事業所からヘルパーが派遣され、一定期間の支援を行います。利用者は平成29年度(2017年度)に1人いましたが、平成30年度(2018年度)以降の利用はありません。

生活サポート事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
生活サポート事業	実利用者数	1	0	0	0	0	0

資料:福祉課(各年度年間実績)

5. 特別支援保育・特別支援教育の状況

(1) 特別支援保育

町内の保育所(園)及び認定こども園では、特別な支援を必要とするこどもに対し、特別支援保育を実施しています。対象となるこどもの数は、平成29年度(2017年度)以降17人～38人の間で推移しています。

特別支援保育対象のこどもの数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
町立保育園	19	21	14	16	14	20	16
認可保育園	11	8	3	12	18	18	14
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	29	17	28	32	38	30

資料:子ども家庭課(各年度4月1日時点)

(2) 特別支援教育

幼稚園、小中学校における特別支援教育の対象となるこどもの数は増える傾向にあり、幼稚園から中学校までを合わせた人数は、平成29年度(2017年度)の125人から令和5年度(2023年度)には188人と、6年間で約1.5倍に増えています。

特別支援教育対象のこどもの数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
幼稚園	11	24	24	22	22	24	20
小学校	74	98	115	97	108	114	115
中学校	40	43	54	56	53	62	53
合計	125	165	193	175	183	200	188

※預かり保育時の特別支援含む。また、小中学校は特別支援教育支援員が対応している人数。

資料:学校教育課(各年度5月1日時点)

小中学校においては、普通学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難なこどものために、特別支援学級を設置しており、また、特別支援学級には「知的」、「情緒」、「難聴」、「病弱」、「肢体不自由」の5つの学級があります。

小学校の特別支援学級に在籍するこどもの数は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)では59人でしたが、令和5年度(2023年度)には121人と約2倍に増えています。

また、「知的」と「情緒」の学級に在籍しているこどもが多く、令和5年度(2023年度)のこどもは「情緒」で62人、「知的」で52人となっています。

中学校の特別支援学級に在籍しているこどもの数も増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)では22人でしたが、令和5年度(2023年度)には46人と約2倍に増えています。また、令和5年度(2023年度)の生徒は、「知的」が24人で最も多く、次に「情緒」が20人となっています。

特別支援教育学級在籍のこどもの数(小中学校)

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
小学校	59	71	101	125	117	126	121
知的	26	34	41	51	49	49	52
情緒	31	35	56	67	61	68	62
難聴	2	2	4	5	5	5	3
病弱	-	-	-	2	2	2	2
肢体不自由	-	-	-	-	-	2	2
中学校	22	26	31	24	32	38	46
知的	14	13	13	8	12	19	24
情緒	7	13	18	16	20	18	20
難聴	1	0	0	0	-	-	1
病弱	-	-	-	-	-	1	1
合計	81	97	132	149	149	164	167

資料:学校教育課(各年度5月1日時点)

6. 障害等の早期発見・早期支援

(1) 乳幼児健康診査

① 乳児一般健康診査

乳児一般健康診査の受診率は、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)の間は80%台で推移し、令和2年度(2020年度)には79.9%に下がりましたが、その後は年々上がり、令和4年度(2022年度)には91.4%と最も高くなっています。

健診後にフォローを要する乳児の比率(要フォロー率=要フォロー児実人数／受診人数)について、令和4年度(2022年度)は29.5%となっています。

乳児一般健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
対象人数		682	685	536	577	578	557
受診人数		577	569	478	461	471	509
受診率(%)		84.6	83.1	89.2	79.9	81.5	91.4
要フォロー	実人数	161	192	143	105	152	150
	要フォロー率(%)	27.9	33.7	29.9	22.8	32.3	29.5

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

② 1歳6ヶ月児健康診査

1歳6ヶ月児健康診査の受診率は、平成29年度(2017年度)以降では令和元年度(2019年度)の94.0%が最も高く、そのほかの年度では79.0%~87.8%、令和4年度(2022年度)は87.7%となっています。

健診後にフォローを要する幼児の比率(要フォロー率)について、令和4年度(2022年度)は45.6%となっています。

1歳6ヶ月児健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
対象人数		369	339	318	301	290	310
受診人数		324	293	299	264	229	272
受診率(%)		87.8	86.4	94.0	87.7	79.0	87.7
要フォロー	実人数	167	128	156	106	103	124
	要フォロー率(%)	51.5	43.7	52.2	40.2	45.0	45.6

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

③3歳児健康診査

3歳児健康診査の受診率は、平成29年(2017年度)以降では令和元年度(2019年度)の96.2%が最も高く、そのほかの年度は70%台～90%台、令和4年度(2022年度)は93.5%となっています。

健診後にフォローを要する幼児の比率(要フォロー率)について、平成29年度(2017年度)以降29.9%～44.8%で推移しています。

3歳児健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
	対象人数	329	326	341	366	353	309
	受診人数	288	296	328	298	278	289
	受診率(%)	87.5	90.8	96.2	81.4	78.8	93.5
要フォロー	実人数	115	116	147	110	83	98
	要フォロー率(%)	39.9	39.2	44.8	36.9	29.9	34.0

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

(2)乳幼児健康診査の事後教室

乳幼児健康診査の事後支援として、発達上の支援を必要とする乳幼児について経過観察を行うとともに、親がこどもの発達や特性について学び、必要な支援が受けられるよう乳幼児健診事後教室を月1回程度実施しています。

参加している乳幼児の年齢は1歳児から5歳児までおり、1歳児と2歳児が比較的多い状況です。また、参加実人数は平成29年度(2017年度)以降では平成30年度(2018年度)の88人が最も多くなっています。

乳幼児健診後教室の実績

(単位:人、回)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
	開催回数	12	12	11	8	7	12
	年間参加実人員	24	26	27	18	16	24
	年間参加延人員	74	88	67	44	43	64
参 加 時 年 齢	1 歳児	11	4	2	0	1	4
	2 歳児	10	14	14	10	7	11
	3 歳児	3	3	9	7	7	8
	4 歳児	0	5	2	1	1	1
	5 歳児以上	0	0	0	0	0	0

※教室の定員は10組以内

資料:育ちの支援センター「いっぽ」、子ども家庭課

(3) 早期の発達支援

育ちの支援センター「いっぽ」(平成25年(2013年度)12月に開所)では、発達上の支援を必要とする乳幼児及びその保護者を対象に、以下の事業を実施しています。

① 療育グループ

少人数での楽しい遊びや経験を通して、こどもの気持ちや意欲を育み、心身の発達を促しています。参加人数は、平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)では20人前後で推移しており、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)では15人前後で推移しています。

また、年間延利用回数は、平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)では、272回～297回実施しており、令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)では150回前後、令和4年度(2022年度)では232回となっています。

療育グループ事業実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間参加実人数	21	19	20	16	11	15
年間利用延回数	297	286	272	155	151	232

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

② 発達相談

臨床心理士による発達相談を行っており、相談総件数は平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)までは70件～82件、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)では35件～54件となっています。

発達相談実施状況

(単位:人、件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間件数	77	82	70	51	35	54
保育士対応件数(内数)	47	82	35	31	25	53

※育児相談は、保育士が対応

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

③ 施設開放

施設内の遊具等を使って楽しく遊べるよう、平成26年度(2014年度)から週2回施設を開放しています。年間の実利用者数は6人～24人、年間1人あたり平均利用回数は2～7.2回で推移しています。

施設開放実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間利用実人数	24	10	14	6	11	12
年間利用延回数	90	72	29	16	17	47
年1人あたり平均利用回数	3.75	7.2	2	2.6	1.5	3.9

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

④ 一時保育

平成26年度(2014年度)から一時保育を週2回行っており、利用実人数は0人～6人で推移しています。令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者はいませんでした。

年間延利用回数は、平成29年度(2017年度)が83回と最も多く、令和4年度(2022年度)では48回となっています。また、年間1人あたり平均利用回数は、令和4年度(2022年度)が24回で最も多くなっています。

一時保育実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間利用実人数	6	4	3	2	0	2
年間利用延回数	83	75	34	4	0	48
年1人あたり平均利用回数	13.8	18.7	11.3	2	0	24

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

(4)特定健康診査・特定保健指導

本町の特定健康診査の受診率は、平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)は35%程度で推移しており、令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)には28%程度、令和4年度(2022年度)は31.1%となっています。

また、本町の特定保健指導の実施率は、平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)は60%台で推移しており、令和4年度(2022年度)は55.9%となっています。

沖縄県と比べると、特定健康診査の受診率は毎年度本町が低く、特定保健指導実施率は平成30年度(2018年度)と令和2年度(2020年度)以外の年度では本町が高くなっています。

特定健康診査・特定保健指導実施状況

(単位:%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
特定健康診査 受診率	北谷町	35.8	35.1	35.4	27.5	28.1	31.1
	沖縄県	39.1	39.3	38.6	32.1	32.8	34.5
特定保健指導 実施率	北谷町	69.5	60.9	68.8	60.5	63.5	55.9
	沖縄県	60.0	63.8	67.2	61.3	62.3	61.9

資料:厚生労働省 HP「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」、保健衛生課

7. アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

① 調査の目的

障がい者計画を策定するにあたり、障がいのある人などを対象に、障害の状況、普段困っていること、福祉サービスとして充実して欲しい内容などについて把握し、計画に反映するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査の対象

・障がいのある18歳以上の人	944人
・障がいのある18歳未満の子どもと保護者	112人
・施設に入所されている人	25人
・上記以外の町民	1,300人

③ 調査の期間

○令和5年(2023年)9月20日～令和5年(2023年)10月8日

④ 調査方法

○郵送による配布及び回収

⑤ 回収結果

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
・障がいのある18歳以上の人	940 票	300 票	31.9%
身体障害者手帳	464 票	158 票	34.1%
療育手帳	163 票	49 票	30.1%
精神障害者保健福祉手帳	286 票	72 票	25.2%
その他	27 票	21 票	77.8%
・障がいのある18歳未満の子どもと保護者	112 票	37 票	33.0%
身体障害者手帳	28 票	13 票	46.4%
療育手帳	70 票	24 票	34.3%
精神障害者保健福祉手帳	13 票	3 票	23.1%
不明(手帳の所持状況について無回答の人)	1 票	1 票	100.0%
・施設に入所されている人	25 票	20 票	80.0%
・上記以外の町民	1,300 票	382 票	29.4%

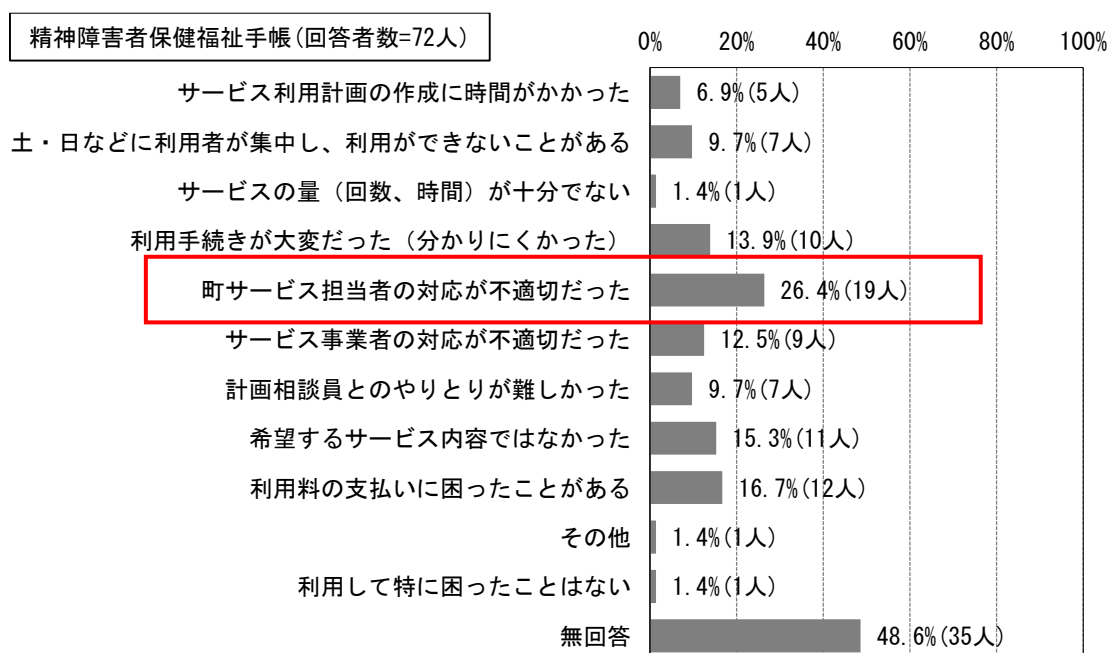
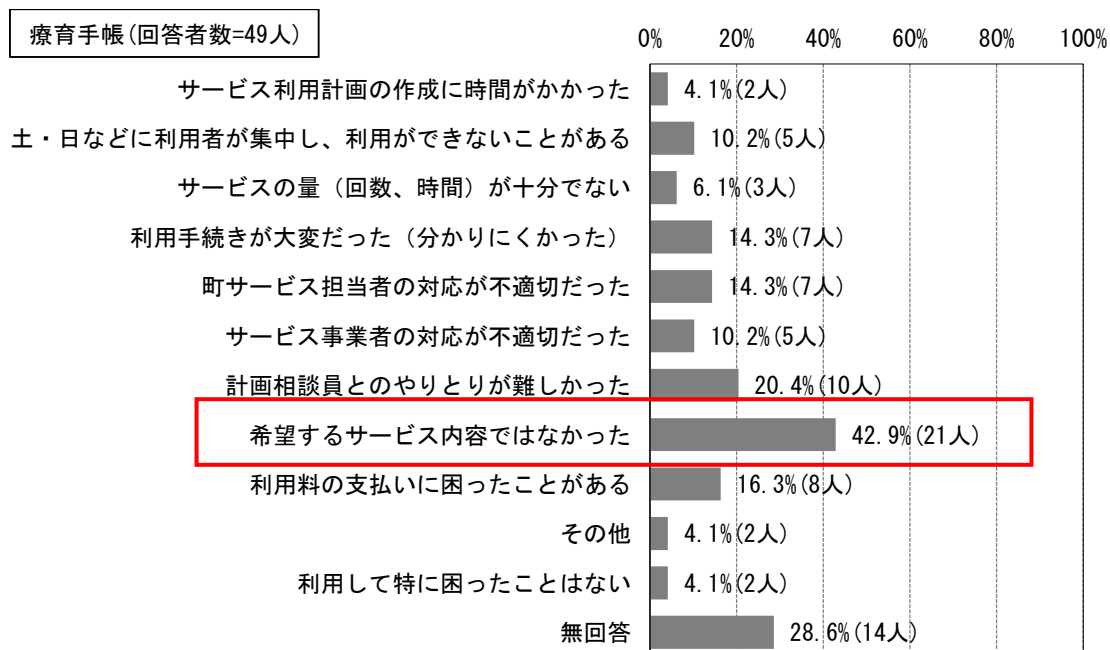
※手帳の重複所持者がいるため、合計値が一致しない場合があります。

(2) アンケートの調査結果

① 福祉サービス利用時に不便だったこと、困ったこと(複数回答あり)

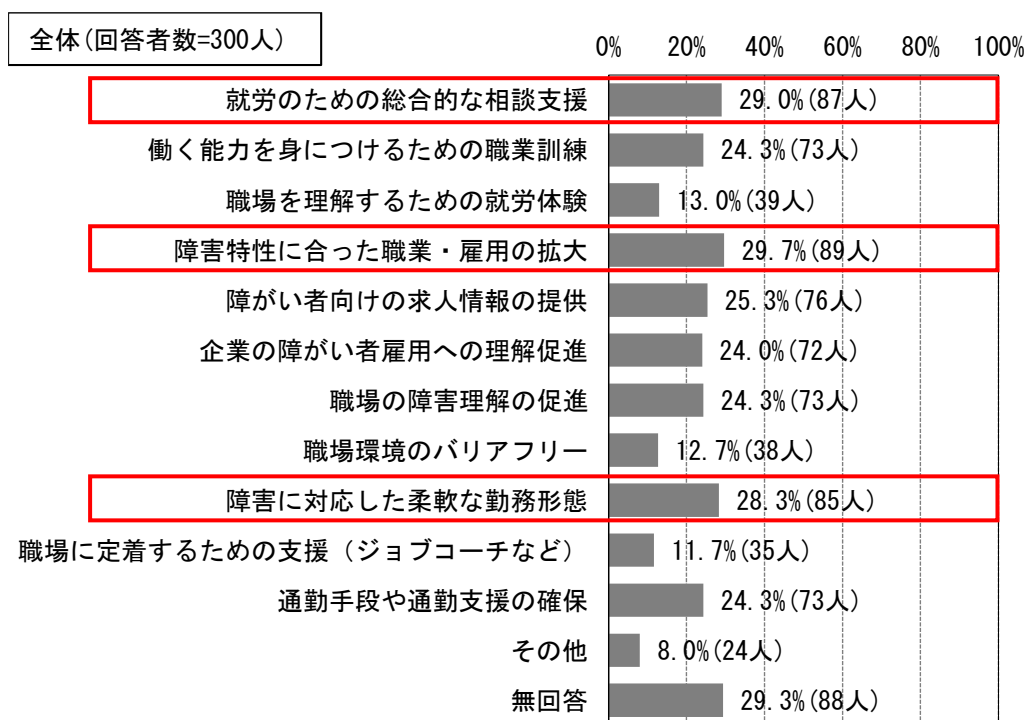
○療育手帳所持者で「希望するサービス内容ではなかった」が42.9%(21人)となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者で「町サービス担当者の対応が不適切だった」が26.4%(19人)などとなっています。



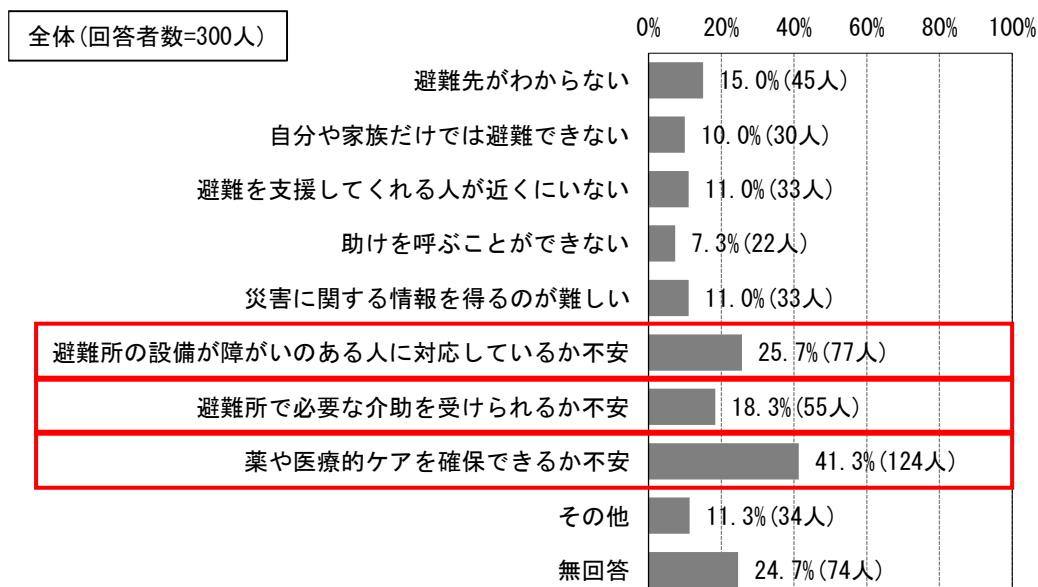
②障がい者の就労支援で必要なこと(複数回答あり)

○「障害特性に合った職業・雇用の拡大」が29.7%(89人)で最も多く、次いで「就労のための総合的な相談支援」、「障害に対応した柔軟な勤務形態」が上位にあげられています。



③災害時に困ること(複数回答あり)

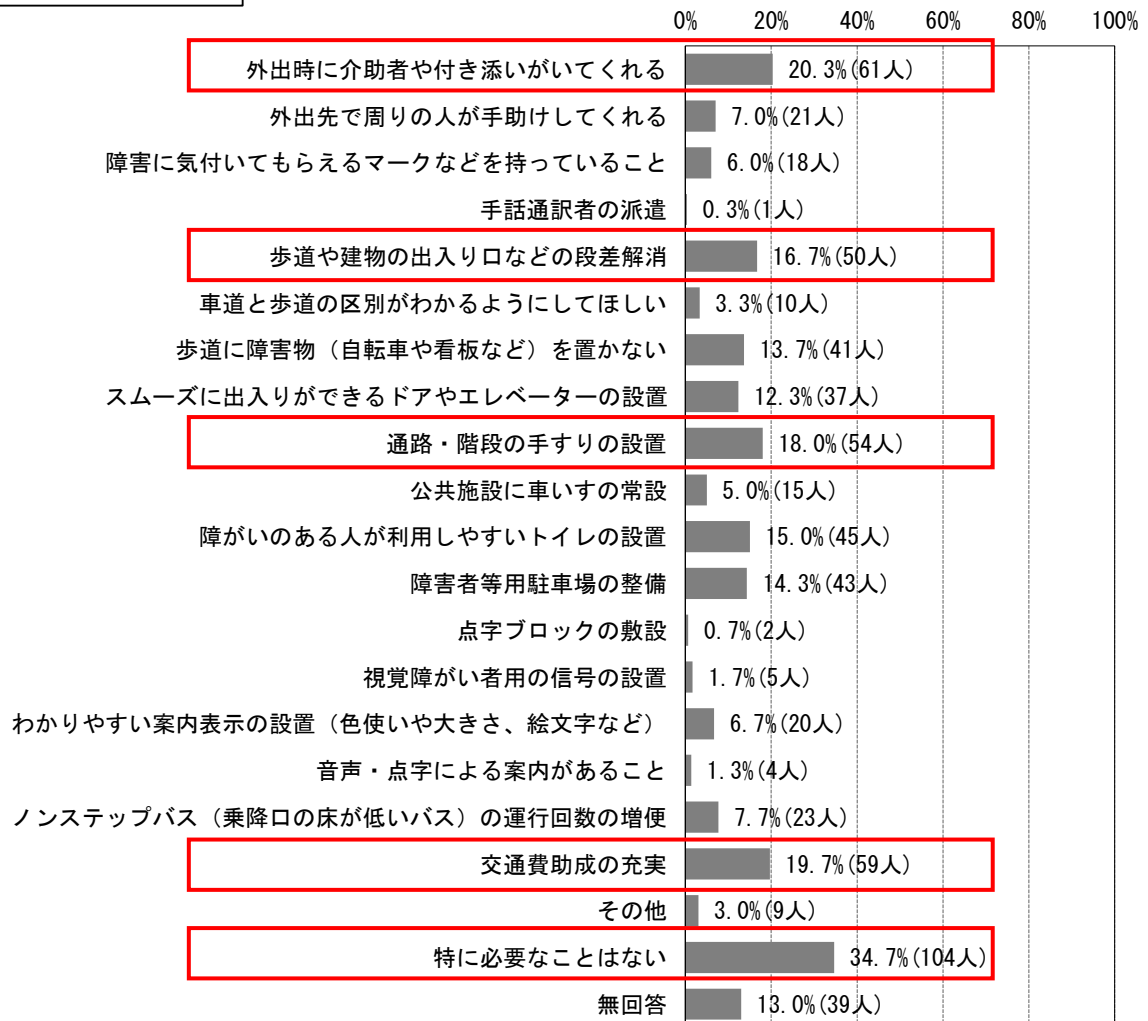
○「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が41.3%(124人)で最も多く、次いで「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が上位にあげられています。



③外出時に困ること(複数回答あり)

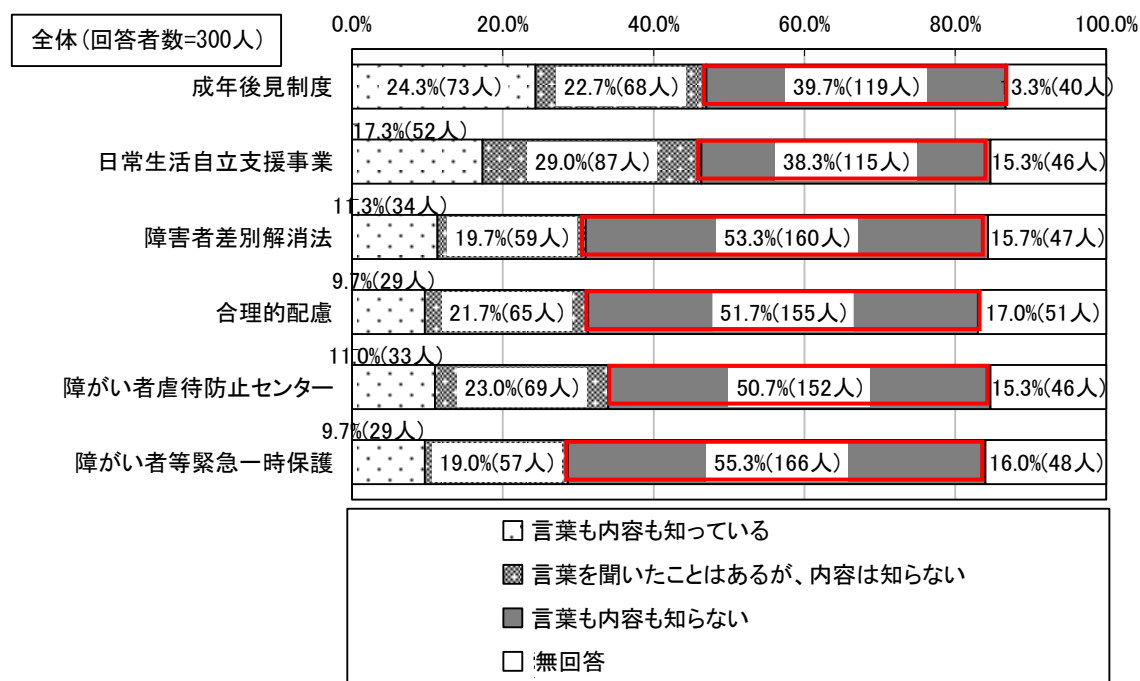
○「特に必要なことはない」が34.7%(104人)で最も多い状況です。外出時の困りごととしては、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」、「交通費助成の充実」、「通路・階段の手すりの設置」、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」などが上位にあげられています。

全体(回答者数=300人)



④権利擁護に関する言葉の認知度

○成年後見制度⁸、日常生活自立支援事業⁹、障害者差別解消法¹⁰、合理的配慮¹¹、障がい者虐待防止センター¹²、障がい者等緊急一時保護¹³、上記のいずれに対しても「言葉も内容も知らない」と回答した人が多い状況です。



⁸ 成年後見制度

知的障害、精神障害などの理由でひとりで決めることが心配な方々が、様々な契約や手続きをする際に法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行う制度をいいます。

⁹ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

¹⁰ 障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年(2013年)6月に制定された法律です。

¹¹ 合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で配慮することをいいます。

¹² 障がい者虐待防止センター

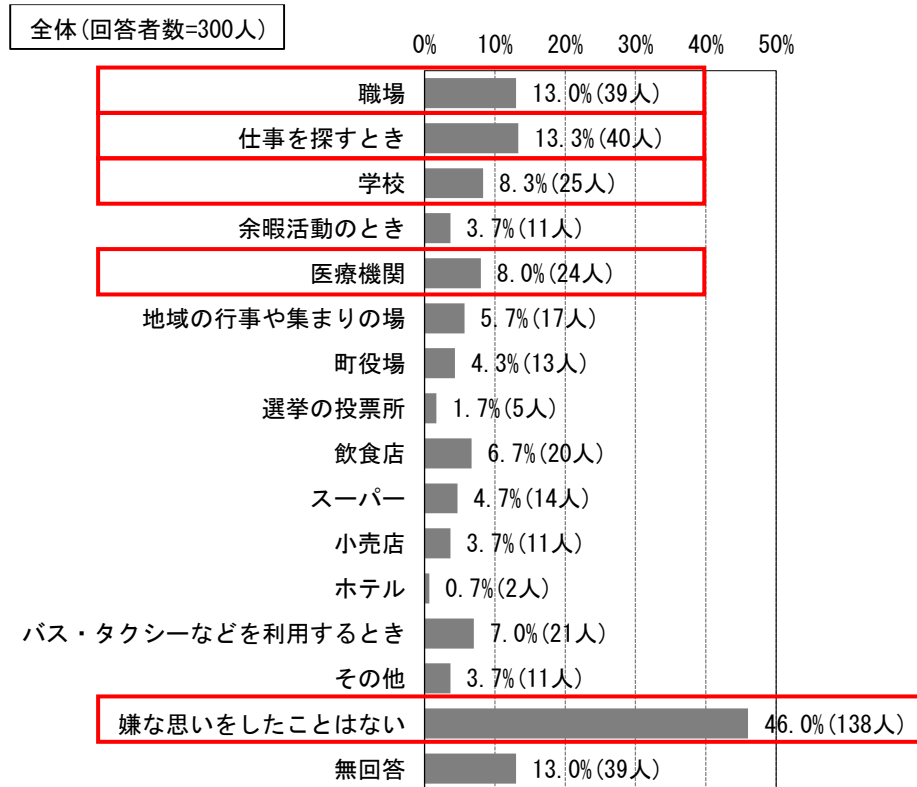
虐待の防止や早期発見・早期対応、家族などの養護者に対する支援を充実すること等により、障がいのある人の尊厳の保持、自立や社会参加の促進を図り、権利利益を養護することを目的として設置される機関です。

¹³ 障がい者等緊急一時保護

介護者が病気や冠婚葬祭等で障がいのある人を介護できなくなったときに、施設で一時的に保護する制度です。

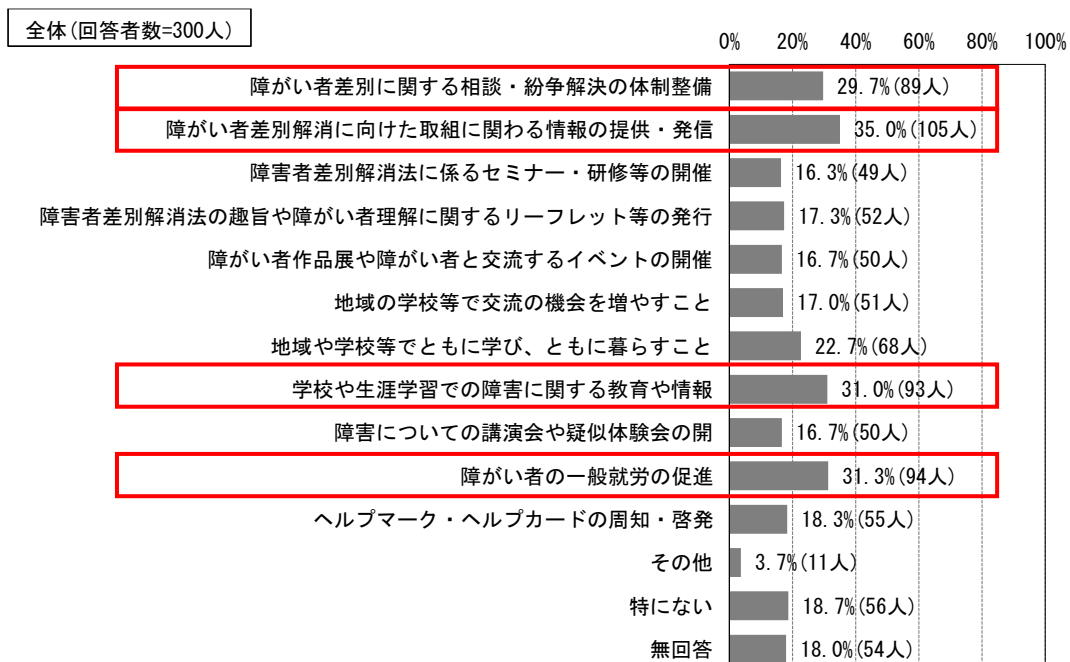
⑤障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがあるかどうかについて(複数回答あり)

○「嫌な思いをしたことはない」が46.0%(138人)で最も多い状況です。嫌な思いをしたことがある場面としては、「職場」、「仕事を探すとき」、「学校」、「医療機関」が主にあげられています。



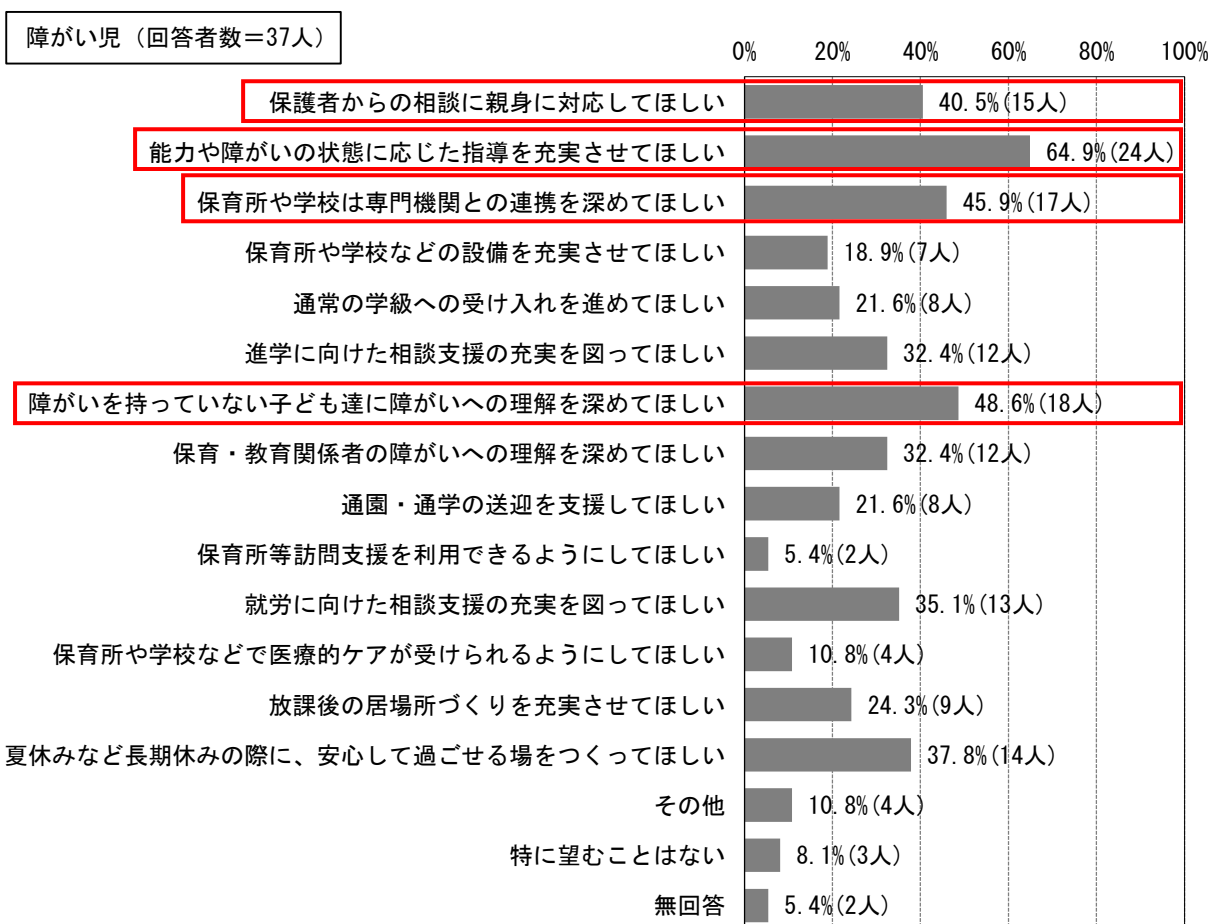
⑥障がい者の差別解消を進めるために必要なこと(複数回答あり)

○「障がい者差別解消に向けた取組に関わる情報の提供・発信」が35.0%(105人)で最も多く、次いで「障がい者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」、「障がい者差別に関する相談・紛争解決の体制整備」が上位にあげられています。



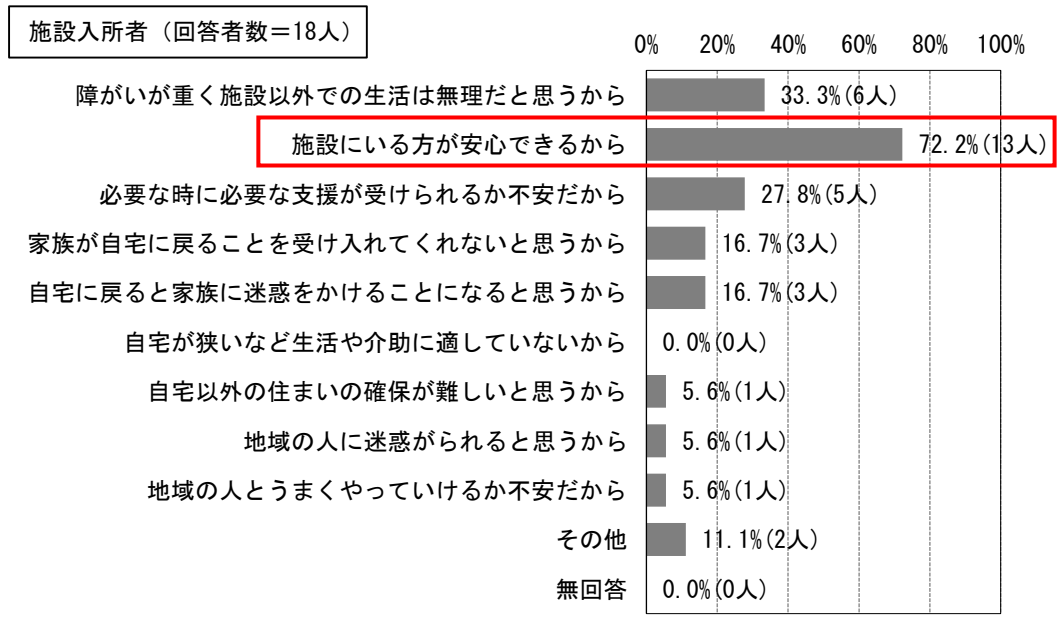
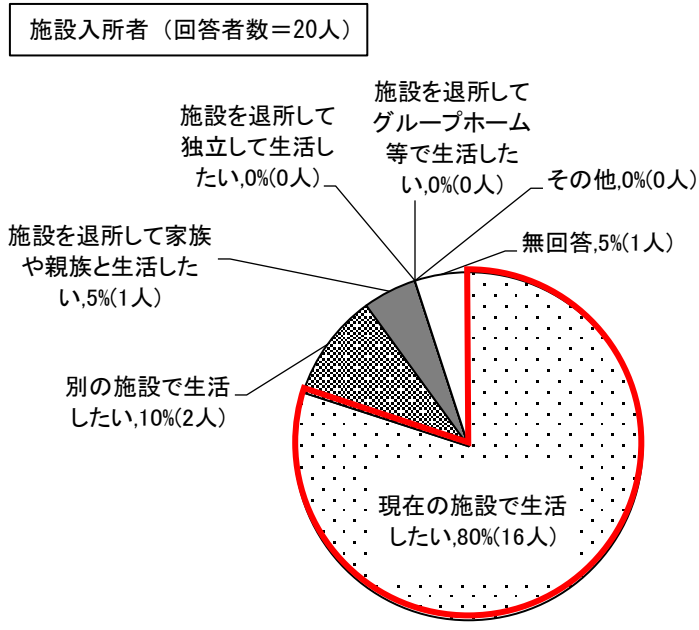
⑦障がい児の保育・療育・教育について望むこと(複数回答あり)

○「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が64.9%(24人)で最も多く、次いで「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」、「保育所や学校は専門機関との連携を深めてほしい」、「保護者からの相談に親身に対応してほしい」が上位にあげられています。



⑧施設入所者の今後の生活場所の希望(複数回答あり)

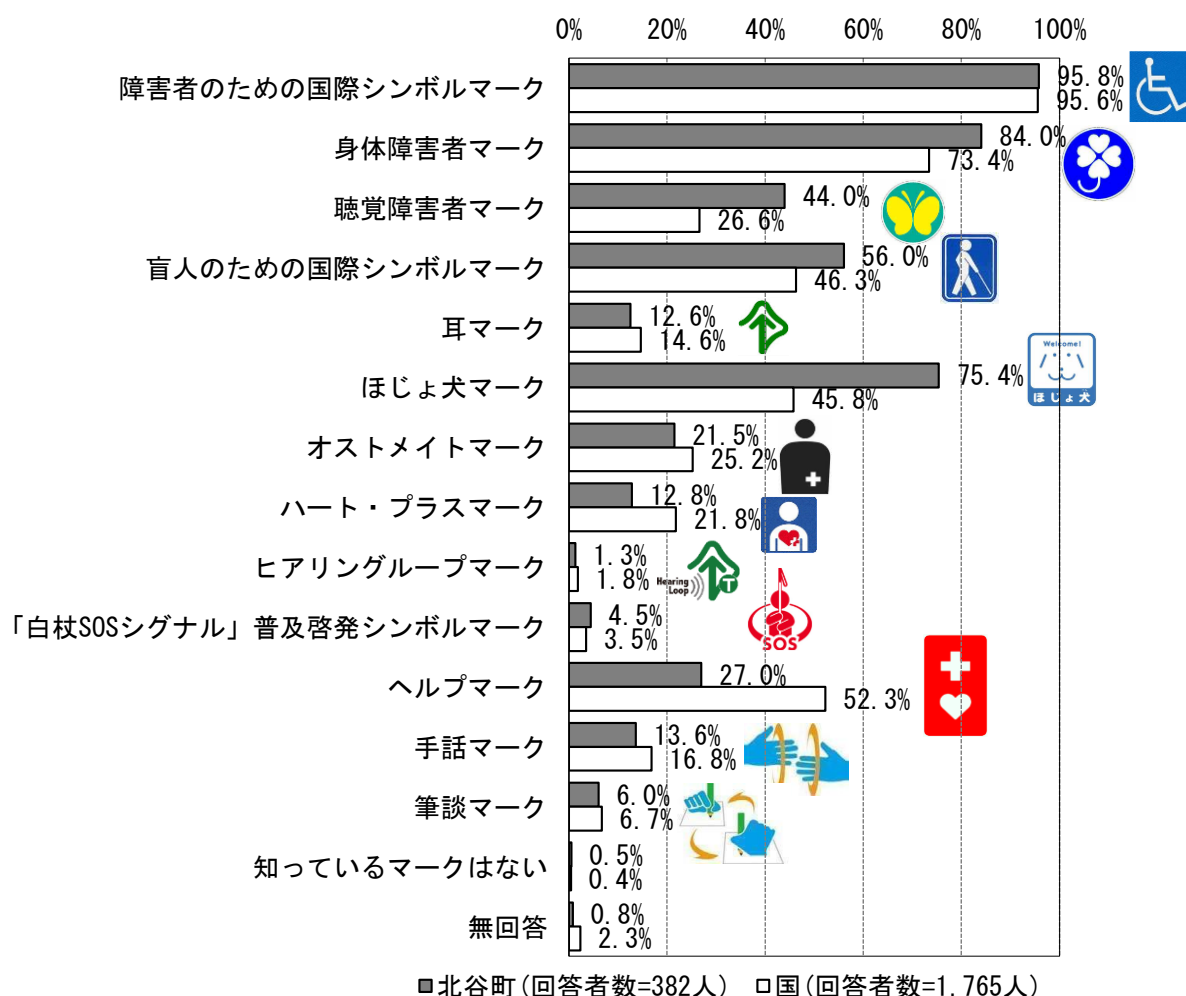
- 「現在の施設で生活したい」が8割(16人)を占めています。
- 施設を出たくない理由として「施設にいる方が安心できるから」が72.2%(13人)で、多い結果となっています。



⑨町民の障がい者支援マークの認知度

○「障害者のための国際シンボルマーク」、「身体障害者マーク」、「聴覚障害者マーク」、「盲人のための国際シンボルマーク」、「ほじょ犬マーク」は、国の世論調査に比べて認知度が高い状況です。特に、「ほじょ犬マーク」は、国の世論調査の認知度45.8%に対し、北谷町民の認知度は75.3%となっています。

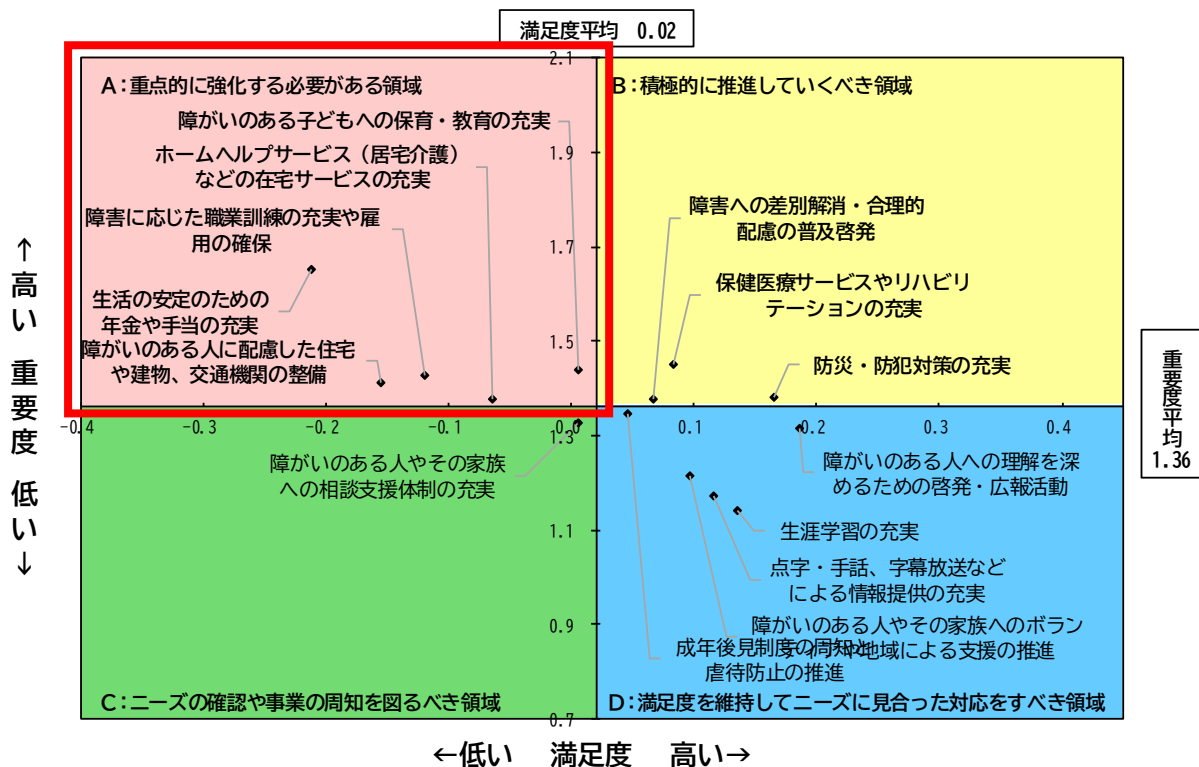
○「オストメイトマーク」、「ハート・プラスマーク」、「ヘルプマーク」、「手話マーク」、「筆談マーク」は、国の世論調査に比べて北谷町民の認知度が低い状況です。特に、「ヘルプマーク」は国の世論調査の認知度52.3%に対し、北谷町民の認知度は27.1%となっています。



⑩北谷町障がい者施策に対するポートフォリオ分析結果

○満足度が低く、重要度が高い施策として以下の5施策があげられています。

- ・障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
- ・障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保
- ・障がいのある子どもへの保育・教育の充実
- ・ホームヘルプサービス(居宅介護)などの在宅サービスの充実
- ・生活の安定のための年金や手当の充実



8. 第4次障がい者計画の進捗状況

(1) 第4次障がい者計画全体の進捗状況

北谷町第4次障がい者計画で設定した基本目標ごとの施策・事業について、令和5年(2023年)10月に所管課による自己評価(現状把握・課題整理)を行いました。

145施策・事業中、「◎:目標達成」が73件(50.3%)、「○:2/3程度達成」が33件(22.8%)、「△:目標達成に至らず課題残る」が31件(21.4%)、「×:未実施」が8件(5.5%)となっています。

×(未実施)の事業は、「消費者被害に対する相談支援の推進」、「重度障害者等包括支援」、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「自立生活援助」、「地域定着支援」、「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置」、「生活サポート事業」があげられています。町内に利用者がいないことや、コロナ禍の影響等により事業未実施となっています。

評価区分	達成度判断基準
◎	目標達成
○	2/3程度達成
△	目標達成に至らず課題残る
×	未実施

基本目標 \ 評価区分	◎	○	△	×	計
基本目標1 共生社会の確立	18 40.0%	16 35.6%	10 22.2%	1 2.2%	45 100.0%
基本目標2 生活基盤の支援	16 72.7%	2 9.1%	4 18.2%	0 0.0%	22 100.0%
基本目標3 自立基盤の整備	39 50.0%	15 19.2%	17 21.8%	7 9.0%	78 100.0%
合 計	73 50.3%	33 22.8%	31 21.4%	8 5.5%	145 100.0%

(2)基本目標1 共生社会の確立の進捗状況

「1. 障がい者理解・地域支援の推進」における障がい者理解の推進については、町公式ホームページへの掲載やリーフレット配布、イベント等の活用による情報発信を行い、おおむね順調に進捗しています。一方、地域支援の推進については、ボランティア活動におけるニーズと支援のマッチング等の課題が残っています。

「2. 相談支援・情報提供等の充実」については、委託相談事業所において相談支援体制の充実・強化、人材育成に取り組んでおり、おおむね順調に進捗しています。意思疎通支援については、手話通訳者・要約筆記者派遣事業等により、聴覚障がいのある人のニーズに対応しています。一方、手話奉仕員養成講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により養成講座が中止となったため、当初の予定よりも手話奉仕員の新規登録者が増えていない状況です。

「3. 権利擁護・虐待防止の推進」については、成年後見制度の周知啓発や、事業者向けの虐待防止研修等を行っており、順調に進捗しています。

「4. 防災・防犯対策の充実」については、避難行動要支援者名簿を整備し、災害時・緊急時の情報提供に係るマニュアルを作成しました。今後は、避難行動要支援者名簿に基づく関係機関との連携強化、個別避難計画の作成、福祉避難所の運営方法や医療的ケアを必要とする方の支援体制の検討が必要です。

施策の方向性 \ 評価区分	◎	○	△	×	計
1. 障がい者理解・地域支援の推進	4	2	4	0	10
	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
2. 相談支援・情報提供等の充実	9	8	2	0	19
	47.4%	42.1%	10.5%	0.0%	100.0%
3. 権利擁護・虐待防止の推進	2	2	0	0	4
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4. 防災・防犯対策の充実	3	4	4	1	12
	25.0%	33.3%	33.3%	8.3%	100.0%
合 計	18	16	10	1	45
	40.0%	35.6%	22.2%	2.2%	100.0%

(3)基本目標2 生活基盤の支援の進捗状況

「1. 住みよい環境づくりの推進」については、公共施設のバリアフリー化、外出支援、町営住宅入居への配慮、グループホームの確保、その他住居入居支援等を行い、概ね順調に進捗しています。公共施設におけるわかりやすい案内表示の整備については、所管課によって進捗度にバラつきがあり、必要性や需要等を把握した上で事業を進めていく必要があります。

「2. 社会参加・就労支援の推進」については、交流・スポーツ・学習活動等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催出来ない事業もありましたが、スポーツ活動支援、地域活動支援センター利用促進、行事等への参加支援(行動援護、同行援護等)、必要な支援を行うことが出来ました。就労支援における施策のうち、「就労定着支援」、「就労継続支援」、「障害者優先調達」は概ね順調に進捗していますが、「町行政職の障害者法定雇用率の維持」は、未達成の年度もあることから、障害者活躍推進計画の取組を継続して実施する必要があります。福祉施設から一般就労への移行については、年度により利用者の増減幅があるため、町内企業への定期的な周知・啓発や就労移行支援利用者のニーズ等を的確に把握する必要があります。

評価区分 施策の方向性	◎	○	△	×	計
1.住みよい環境づくりの推進	6	1	1	0	8
	75.0%	12.5%	12.5%	0.0%	100.0%
2.社会参加・就労支援の推進	10	1	3	0	14
	71.4%	7.1%	21.4%	0.0%	100.0%
合 計	16	2	4	0	22
	72.7%	9.1%	18.2%	0.0%	100.0%

(4)基本目標3 自立基盤の整備の進捗状況

「1.保健・医療の充実」については、全世代を通じた健康づくり、障害の原因となる疾病等の発症予防、重症化予防の取組、精神保健福祉の推進等により、概ね順調に進捗しています。しかし成人の生活習慣病予防において、特定健康診査、特定保健指導については、新型コロナウイルス感染症等の影響による受診率、実施率の低下が見られます。新たな障害の原因となる疾病や事故等の予防、早期発見・早期支援のため、保健・医療・福祉の各種取組および連携が必要です。

「2. 保育・教育の充実」については、特別支援保育、特別支援教育ともに概ね順調に進捗しています。なお、小中学校においては、特別支援学級に在籍するこどもが年々増加しており、インクルーシブ教育システム理念の普及やスキルアップのため、教職員への研修等を実施していく必要があります。また、放課後児童クラブを利用する特別な支援を必要とするこどもの受入体制は、利用するこどもの数に応じて、職員体制等の確保に努めています。

「3. 自立生活支援サービスの推進」については、訪問系サービスは概ね順調に進捗していますが、日中活動系サービス、居住系サービス、計画相談支援・地域相談支援では、計画見込を下回るなど課題が見られます。障がい児支援については、障がいのあるこどもの相談が年々増加しており、地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの設置検討を推進する必要があります。また、平成29年度から令和5年度までの間、中部圏域内で11カ所の児童通所支援事業所が重症心身障がい児を支援する事業所として指定を受けました。

評価区分 施策の方向性	◎	○	△	×	計
1.保健・医療の充実	7	7	4	0	18
	38.9%	38.9%	22.2%	0.0%	100.0%
2.保育・教育の充実	7	4	1	0	12
	58.3%	33.3%	8.3%	0.0%	100.0%
3.自立生活支援サービスの推進	25	4	12	7	48
	52.1%	8.3%	25.0%	14.6%	100.0%
合 計	39	15	17	7	78
	50.0%	19.2%	21.8%	9.0%	100.0%

9. 障がいのある人を取り巻く計画課題

本町における障がいのある人の状況やアンケート調査の結果、第4次障がい者計画の進捗状況を踏まえ、計画の課題を分野別に整理すると次のとおりとなります。

(1) 共生社会の実現について

① 障害を理由とする差別の解消及び地域支援

- 障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがある場面としては、「職場」、「仕事を探すとき」、「学校」、「医療機関」が主にあげられています。
- 障がいのある人の差別解消を進めていくために必要なこととして、「障がい者差別解消に向けた取組に関わる情報の提供・発信」、「障がい者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」、「障がい者差別に関する相談・紛争解決の体制整備」が上位にあげられています。
- 障がいのある人に対する偏見や差別意識を持つことがないように、すべての町民に障害理解・差別解消・合理的配慮について周知・啓発する福祉教育の取り組みが必要です。
- 障がいのある人に対する地域でのボランティア活動による支援については、ニーズと支援のマッチング等の課題が残っています。

② 外出時のバリアフリー

- 外出時の困りごととしては、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」、「交通費助成の充実」、「通路・階段の手すりの設置」、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」などが上位にあげられています。
- ポートフォリオ分析によると、障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備のニーズが高くなっています。
- 障がいのある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、道路や建物等におけるハード面でのバリアフリーに加え、障害の特性に応じて寄り添うところのバリアフリーの強化が必要です。

③ 災害時等における障害特性に応じた支援の充実

- 災害時に不安を感じることにについて、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」、「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が上位にあげられています。
- 緊急時において、障害特性に応じた避難方法、避難場所の充実、支援方法の検討が必要です。また、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行を踏まえた支援方法の検討も必要です。

(2)保健・医療・福祉サービスについて

①相談支援の充実

- 相談体制に望むこととして、「専門性の高い職員による相談が受けられること」、「相談窓口がわかりやすいこと」、「休日や夜間など緊急時の相談窓口の設置」が上位にあげられています。
- 相談支援については、年々相談内容が複雑化する傾向にあることから、障がいのある人への必要な情報を提供するだけでなく、虐待の防止や早期発見など様々な事項との関わりも考慮した相談員の質の向上が重要です。

②ニーズに対応した福祉サービスの提供

- ポートフォリオ分析によると、「ホームヘルプサービス(居宅介護)などの在宅サービスの充実」に関するニーズが高くなっています。
- 福祉サービス利用時に不便だったこととして、「希望するサービスではなかった」、「町サービス担当者の対応が不適切だった」が上位にあげられています。
- 施設入所者の今後の生活場所の希望として、「現在の施設で生活したい(83.3%)」「別の施設(5.6%)」「家族と生活(5.6%)」があげられています。
- 多様化・個別化するニーズに対応できる福祉サービスの提供や柔軟化が求められています。

③障がい児支援の充実

- 小学校の特別支援学級に在籍することともは増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)では59人でしたが、令和5年度(2023年度)には121人と約2倍に増えています。
- 障がいのあるこどもの保育・療育・教育に望むこととして、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」、「保育所や学校は専門機関との連携を深めてほしい」、「保護者からの相談に親身に対応してほしい」が上位にあげられています。
- ポートフォリオ分析によると、「障がいのある子どもへの保育・教育の充実」のニーズが高くなっています。
- 障がいのあるこどもが、乳幼児期からライフステージに対応した切れ目のない適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を強化する必要があります。

④保健・医療の充実

- 特定健康診査、特定保健指導については、新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が低下しています。障がいのある人は生活習慣病の発病リスクが高いことから受診率向上に向けた取組が必要です。
- 精神通院医療費支給認定件数は年々増加しており、平成29年度(2017年度)の865件か

ら令和4年度(2022年度)には1,374件と約1.5倍に増えています。

- ポートフォリオ分析によると、「生活の安定のための年金や手当の充実」のニーズが高くなっており、医療費等の負担を軽減する経済的な支援が必要です。

(3)就労・社会参加について

①就労機会の拡大と就労後の定着支援

- 障がいのある人の就業を推進するために必要なこととして、「障害特性に合った職業・雇用の拡大」、「就労のための総合的な相談支援」、「障害に対応した柔軟な勤務形態」が上位にあげられています。
- ポートフォリオ分析によると、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」のニーズが高くなっており、就労機会の拡大が必要です。
- 就労機会の拡大に向けて、障がい者雇用の制度や勤務体制、賃金形態等について企業等への理解促進を図る必要があります。
- また、就労後に継続して働き続けられるよう、就労に関する相談支援を行うなど定着支援が必要です。

②社会参加の推進

- 交流・スポーツ・学習活動等について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催出来ない行事がありました。障がいのある人が地域生活の中で社会の一員としていきいきと暮らせるよう、今後もスポーツ活動支援、地域活動支援センターの利用促進、行事等への参加支援等、必要な支援を行う必要があります。